

# 各国憲法集 (6)

# スイス憲法



2013年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2012-3-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(6)  
スイス憲法

山岡 規雄  
(憲法課)

2013年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

## 目次

### 〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 独特な民主制	2
2 補完性の原則に基づく連邦制	3
3 多言語の憲法	3
II 憲法の内容	4
1 人権	4
2 統治機構	10
3 安全保障	18
III 憲法改正手続	20
1 全面改正	22
2 部分改正	22
3 憲法改正の限界	24
IV 結語 —最近の憲法的課題	24
1 政府改革	24
2 国民投票制度改革	25
3 違憲審査制	26

### 〔翻訳〕

スイス憲法翻訳の出典と凡例	27
スイス連邦憲法	28



年表

- 1291年 スイス連邦の原型となる「原初同盟」の結成。以後、緩やかな国家連合を組織。
- 1798年 フランスによる軍事圧力の下、単一国家としてのヘルヴェティア共和国が成立。スイス初の憲法を制定。
- 1803年 国家連合に回帰。
- 1815年 ナポレオンの失脚とともに、旧体制の国家連合がほぼ復活。  
ウィーン会議において永世中立が認められる。
- 1832年 一部の州で制定されていた自由主義的憲法に倣った憲法を連邦レベルでも制定することを目的とした憲法草案が作成される。
- 1845年 保守派の州が分離同盟を結成。
- 1847年 全州会議（Tagsatzung）が分離同盟の違法性を宣言。自由主義派と保守派の内戦に突入。自由主義派が勝利。
- 1848年 全州会議が連邦憲法を制定。
- 1874年 連邦憲法の全面改正により、連邦の権限を強化。
- 1918年 国民議会選挙への比例代表制の導入
- 1967年 連邦参事会、連邦憲法の全面改正を検討するヴァーレン委員会を設置。
- 1971年 女性参政権の実現
- 1973年 ヴァーレン委員会が最終報告書を提出。
- 1977年 ヴァーレン委員会の検討結果を受け、専門家委員会（フルグラール委員会）が新憲法草案を作成。
- 1985年 司法・警察省が新憲法草案を作成。
- 1987年 連邦議会が、憲法の内容を整理することにとどめ、現状を「追認（Nachführung）」するという憲法の全面改正の方針を示す決議を行う。
- 1996年 連邦参事会、「追認された」憲法草案、国民投票制度の改革案及び司法制度の改革案の3部構成から成る「新連邦憲法に関する報告書」を提出。
- 1999年 連邦憲法の全面改正により、憲法を現代化。
- 2002年 国際連合加盟

## I 序論

### 1 独特な民主制

スイス憲法の代表的な教科書であるウルリッヒ・ヘーフェリン (Ulrich Häfelin) らの著書によると、スイス憲法の基本原理は、法治国家、民主制、連邦制、社会国家の4つであるという<sup>1</sup>。このうち、民主制の原理は、他の多くの国でも採用されている原理であるが、スイスの場合は、独特の性格を帯びている。

まず1つには、我が国でもよく知られているように、スイスは国民投票 (Referendum/référendum/referendum)<sup>2</sup> が盛んな国であり、直接民主制の原理が色濃く表れている点を指摘することができる。憲法改正の際には、必ず国民投票が実施される。また、10万人の署名を集めれば、国民により憲法改正の提案を行うことができる。国民投票は、憲法に限られず、5万人の有権者が期日内に要求すれば、制定された法律の可否について国民投票を実施することができる。

スイスの民主制が独特であるいま1つの点は、連邦議会を連邦の最高機関として位置付け (憲法第148条第1項)、行政、司法に対し、優越する地位を認めている点である。スイス憲法においても権力分立の原則はとられているが、立法権、行政権、司法権の相互均衡は、他の西欧立憲主義諸国に多く見られるタイプとは異なり、立法権に対するチェック機能は、行政権、司法権には存在しない。連邦参事会 (政府・内閣) は、連邦議会を解散する権限を有せず、連邦裁判所は、連邦法律に関する違憲審査の権限を有しない。

こうしたスイスの議会優位型のシステムは、我が国の憲法学でも「議会統治制」として知られている。「議会統治制」とは、我が国の代表的な憲法の教科書によれば、「政府がもっぱら議会によって選任され、その指揮に服する」統治制度で、「内閣は議会の一委員会にしかすぎない」とされる<sup>3</sup>。しかし、スイスの統治制度が、実態的に内閣が議会に從属するモデルに該当するかどうかについては、その妥当性を疑問視する研究もある<sup>4</sup>。スイス憲法学においても、内閣を議会の從属関係において捉えるのではなく、議会と内閣の協調関係を重視する傾向がある<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> Ulrich Häfelin et al., *Schweizerisches Bundesstaatsrecht*, 7. Aufl., Zürich: Schulthess, 2008, p.50. 他にも、競争原理に基づく経済、補完性、持続可能性、価値において開放的で協調的な憲法国家といった原理を挙げる憲法学者も存在する。持続可能性の原理は、特に将来世代への責任をうたった前文や各種の自然保護規定に現れており、価値において開放的で協調的な憲法国家の原理は、各種の国際協調をうたう規定に現れているという。René Rhinow und Markus Schefer, *Schweizerisches Verfassungsrecht*, 2. Aufl., Basel: Helbing Lichtenhahn Verlag, 2009, pp.39-42.

<sup>2</sup> スイス憲法では、国民投票について、Referendum/référendum/referendum と Volksabstimmung/vote populaire/votazione popolare の2種類の用語が使用されている。翻訳では、前者を「国民投票」、後者を「国民票決」と訳し分けたが、この解説では、全て「国民投票」で統一した。なお、以下、原文のつづりは、原則としてドイツ語、フランス語、イタリア語の順で示したが、講学上の概念等で調査が及ばなかったため、公用語であるこれらの3言語を全て示すことができなかつた場合もある。

<sup>3</sup> 芦部信喜 (高橋和之補訂) 『憲法 (第5版)』岩波書店, 2011, p.320.

<sup>4</sup> 石橋一紀「スイス議会統治制における「協調型システム」の理念と運用」DAS研究会編『ドイツ公法理論の受容と展開—山下威士先生還暦記念』尚学社, 2004, pp.209-239.

<sup>5</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.417.



## 2 補完性の原則に基づく連邦制

スイス憲法第3条（以下、特記のない限り、条番号は憲法のもの指すものとする。）によれば、州は、連邦に委ねられていない全ての権限を行使する。連邦と州の権限配分については、2004年の憲法改正により明確化され、「国家の任務の割当て及び遂行に際しては、補完性の原則<sup>6</sup>を尊重しなければならない。」と規定する第5a条、「連邦は、州の能力を超える任務又は連邦による統一的な規制を必要とする任務のみを引き受ける。」と規定する第43a条が新設された。

連邦の権限事項は、憲法に明記されたものに限定され、憲法上規定のない事項は、州の権限事項となる。新たな政策課題が発生した場合は、それが州を超えた規律を要求するものであっても、憲法改正を行い、連邦の権限事項と明示しない限り州の権限事項となる<sup>7</sup>。

このように、憲法によれば、権限は連邦と州に分割されているが、この分割は、両者が相互を無視して権限を行使することを認めるものではなく、第44条は、その任務の遂行において相互に支援、協働すること、相互に尊重し合うことを規定している<sup>8</sup>。

## 3 多言語の憲法

スイスは、多言語国家であり、第4条でも国語（Landessprachen/langues nationales/lingue nazionali/linguas naziunalas）は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、レート・ロマンシュ語の4言語とされている。ただし、公用語（Amtsprachen/langues officielles/lingue ufficiali）は、原則としてレート・ロマンシュ語を除く3言語である（第70条第1項）。重要な法令は、レート・ロマンシュ語にも翻訳されるが、それに法的効力はない。

公用語が3言語であるため、憲法の正文も3種類あるが、言語の相違からそれらの間で法文の意味が異なる場合もあり得るとするのが実情である。意味が異なる場合には、規定の「真の意味」を反映しているテキストが基準になるという<sup>9</sup>。ヘーフェリンらによれば、「真の意味」を解釈するためには、他の法令との関連を考慮した体系的解釈（die systematische Auslegung）、制定者の意図を考慮した歴史的解釈（die historische Auslegung）、法適用時の現状との関連を考慮した時代適合的解釈（die Zeitgemässe Auslegung）及び法制定の目的との関連を考慮した目的論的解釈（die teleologische

<sup>6</sup> カトリックの社会思想において用いられた原則であり、その詳細を述べたローマ教皇ピウス11世の社会回勅によると、①あらゆる意思決定は、できる限り個人、個々の市民に近いところで行われるべきである、②上位にある社会単位は、下位の社会単位がある機能を行使する能力に欠ける場合、下位の社会単位を「補助」、「補完」する立場に立つ、③上位の社会単位が下位の社会単位を「補助」する場合であっても、足らざる部分を「補助」ないし「補完」する限度にとどめるべきである、という考え方である。矢野明宏「地方分権の指導理念としての「補完性の原理」『レファレンス』740号, 2012.9, pp.6-7. 連邦国家であるスイスの文脈では、支邦（州）レベルでよりよく又は同等な程度に良好に処理できる権限及び任務は、連邦レベルに持ち込んでほならないということ意味する。Giovanni Biaggini, *Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Zürich: Orell Füssli Verlag, 2007, p.85.

<sup>7</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.313-314.

<sup>8</sup> ドイツ憲法の不文の原則である「連邦忠誠（Bundestreue）」に相当する。

<sup>9</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.32.

Auslegung) の 4 つの方法を総合的に適用する必要があるという<sup>10</sup>。

## II 憲法の内容

### 1 人権

#### (1) 総説

我が国の憲法学にいう人権は、スイス憲法学においては基本権 (Grundrechte/droits fondamentaux/diritti fondamentali) と呼ばれるのが通例である。我が国では、参政権も人権の一つに数えるのが一般的であるが、スイス憲法学においては、国家の意思形成機能に関わるという性質上、参政権、すなわち、スイス憲法学にいう政治的権利 (politische Rechte/droits politiques/diritti politici) は、別のカテゴリーとして捉えられることもある。

基本権の分類の仕方は、学者により様々である。ここでは、基本的にヘーフェリンらの著書における分類に従い、基本権を自由権、法の前の平等及び他の法治国家的保障、社会権に分けて解説する<sup>11</sup>。加えて、我が国では一般的に人権と捉えられる政治的権利について解説する。

#### (2) 自由権

##### (i) 人間の尊厳

第 7 条に規定する人間の尊厳は、憲法の基本原則と位置付けられることもある重要な規定であり、他の基本権の具体化の解釈の際の指針ともなる。スイス憲法の基本権に関する諸規定は人間の尊厳を基調として整備されており、また、それらの規定は全体として充実した内容となっているため、あえて人間の尊厳を規定する第 7 条を援用して直接裁判で争うケースはあまり多くない。

##### (ii) 生命及び個人的自由に対する権利

第 10 条は、生命に対する権利を保障し、死刑を禁止している。生命に対する権利は、多くの国において、妊娠中絶との関係で憲法問題となるが、妊娠中絶については、スイス刑法典上の規定があり<sup>12</sup>、憲法は連邦法律が合憲であるかどうかにかかわらず裁判所にその適用を義務付けているため (第 190 条)、スイス国内においては裁判上憲法問題となることはない。

また、第 10 条は、個人的自由、特に身体的及び精神的不可侵性並びに移動の自由を保障している。身体的不可侵性については、古くは、身体刑や拷問が中心の問題であったが、今日では、採血、予防接種、レントゲン検査など医学的措置が問題となっている。精神的不可侵性とは、国家による精神的苦痛からの保護を意味し、我が国の憲法学でいう自己決

---

<sup>10</sup> 詳細については、次の文献を参照。 *ibid.*, pp.32-39.

<sup>11</sup> 以下の記述については、特に注を付さない限り、次の 2 つの文献を参照した。 *ibid.*, pp.102-274; Walter Haller, *The Swiss constitution*, Zürich : Dike, 2009, pp.162-215.

<sup>12</sup> 刑法典第 119 条第 2 項によると、最終月経期の開始から 12 週間以内の妊娠中絶は処罰されない。

定権をも含む概念である<sup>13</sup>

(iii) 私的領域の保護

第 13 条は、プライバシーの保護、住居の不可侵、通信の秘密、個人情報の不正使用からの保護を保障している。個人情報の保護については、連邦裁判所は、ドイツ連邦憲法裁判所の判例を参考にし、「情報自己決定権 (informationelle Selbstbestimmung)」という概念の下、私生活の公開について自ら決定し、自らに関わる個人データの閲覧を要求する権利が保障されると判示している<sup>14</sup>。

(iv) 婚姻及び家族に対する権利

婚姻に対する権利 (第 14 条) は、異性間の婚姻に限定され、同性間の婚姻については、個人的自由 (第 10 条) 又は私的領域の保護 (第 13 条) といった他の権利により保障される<sup>15</sup>。家族に対する権利 (第 14 条) は、特に、国家による介入を受けずに子どもを持つ権利を保障している<sup>16</sup>。

(v) 信仰・良心の自由

信仰の自由 (第 15 条) は、無神論を含む神的な領域に関連する個人の全ての信条を保護する。その他、宗教に関する意見を表現する自由、宗教団体を組織し、そこに加入し、又は加入しない自由を保障している。

(vi) 意見・情報・メディアの自由

第 16 条は、表現の自由、特に意見を表明し、広める権利、情報を入手し、広める権利を保障している。デモの自由も、集会の自由 (第 22 条) と併せて表現の自由の保障対象となる。第 17 条は、出版の自由、テレビ・ラジオ放送の自由、その他のメディアによる情報提供の自由、検閲の禁止、編集の秘密を保障している。

基本権は、公共の利益により、目的に比例する範囲で制限することができるが、社会問題について意見を表明する自由は、自由で民主的な意見形成にとって重要であるため、保護すべき法益が高い場合であって、その侵害が極めて具体的で緊急であるときを除き、制限することはできない<sup>17</sup>。

(vii) 言語の自由

スイスは多言語国家であり、言語問題はセンシティブな問題であるため、憲法上も、言語の自由が保障されている (第 18 条)。言語の自由とは、母語を使用する権利であり、この場合の母語とは、1 言語には限定されない。

(viii) 学問・芸術の自由

学問の自由 (第 20 条) 及び芸術の自由 (第 21 条) は、表現の自由と密接に関連する

<sup>13</sup> スイスの最高裁判所である連邦裁判所は、かつては、個人的自由を広く解釈し、生活様式を自由に決定する権利等も含まれるとする立場をとっていたが、1975 年の判決により、権利保障の範囲を狭め、個人的自由は、「人格の発展にとって本質的であり、個々人に帰属すべき基本的可能性」のみを保障すると判示した。連邦裁判所判決 (BGE) 101 Ia 336, 347.

<sup>14</sup> BGE 113 Ia 257, E. 4 等。

<sup>15</sup> Haller, *op.cit.*(11), p.170.

<sup>16</sup> Pascal Mahon, Art. 14 Droit au mariage et à la famille, *Petit commentaire de la Constitution fédérale de la Confédération Suisse du 18 avril 1999*, Zürich : Schulthess, 2003, p.136.

<sup>17</sup> Rhinow und Schefer, *op.cit.*(1), pp.304-305.

自由であるが、スイス憲法は、これらについて特別に規定を置いている。

(ix) 集会の自由

第 22 条は、集会の自由を保障している。憲法上特に明記されていないが、違法行為を目的とする集会までは保障されていないと解されている。

(x) 結社及び団結の自由

結社の自由（第 23 条）には、団体を組織する自由のほか、解散する自由も含まれる。さらに、団体への加入、脱退、不参加の自由も保障されている。違法な団体及び国家に危険をもたらす団体の組織を禁止することは許される。団体の違法性は、当該団体の規約及び実際の行動から審査される。国家に危険をもたらす団体とは、暴力により国家体制を転覆することを目的とする団体をいう。

団結の自由（第 28 条）は、労働組合、使用者団体を組織する自由である。憲法では、ストライキ及びロックアウトは「権利」としてではなく、紛争解決の最終的手段として行使が「許される」と規定されている。これは、当初の新憲法案では「権利」とされていたが、これに対する異論が強かったため、現在の表現に落ち着いたものである。法律により、一定の職種（警察官、消防士、病院職員等）のストライキの禁止を定めることができる。公務員に対し、全般的にストライキを禁止することは憲法違反とされている。

(xi) 居住の自由

国家連合時代のスイスでは、出身の邦（Kanton/canton/Cantone<sup>18</sup>）以外では、移転の自由が制限されていた。1848 年憲法（制定当初）では、キリスト教の信仰を有する者のみが居住の自由を有すると規定されていた。1874 年の憲法改正でも、生活保護を受けている者等の居住の自由が制限されていた。全てのスイス国民に居住の自由が保障されるようになったのは、1975 年のことで、1999 年の新憲法でもこの規定は継承された（第 24 条）。スイス国民以外でも、EU 加盟国、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国の国民はスイスに居住し、就労する権利を有する。

(xii) 国外追放、身柄引渡し及び送還からの保護

スイス国民は、国外追放されてはならず、本人の同意がない限り、外国当局に身柄を引き渡されてはならない（第 25 条第 1 項）。難民については、当該難民を迫害している国に送還することは禁止される（同条第 2 項）。人種、宗教、政治的見解等の理由により訴追のおそれのある難民を本国に送還することを禁ずることは、国際法の強行規範でもある。また、難民に限らず、拷問や残虐かつ非人道的な取扱い等を受けるおそれのある国に送還することが禁止されている（同条第 3 項）。

(xiii) 所有権

第 26 条は、所有権を保障している。公用収用又は公用収用と同等の所有権の制限については、完全な補償がなされる。

(xiv) 経済的自由

経済的自由は、個人の権利として第 27 条に規定されているほか、第 94 条に国家が従

---

<sup>18</sup> 現在でもスイス連邦の構成主体はこのように呼ばれるが、本稿及び以下の翻訳では、原則として「州」という訳語を当てた。

うべき原則としても規定されている。個人の権利としての経済的自由は、特に職業の自由な選択並びに私的経済活動への自由な参入及び当該活動の自由な実施を保障する。

第 100 条以下では、国家が経済的自由の原則から逸脱することのできる場合が規定されている。すなわち、景気政策上の措置（第 100 条第 3 項）、対外経済政策上の措置（第 101 条第 2 項）、非常時の物資の供給（第 102 条第 2 項）、経済的危機に陥っている地域の救済のための措置（第 103 条）、農業に対する援助（第 104 条第 2 項）を理由として経済的自由の原則から逸脱することが許される。

### (3) 法の前平等及び他の法治国家的保障

#### (i) 法の前平等

第 8 条第 1 項は、「法律の前平等」を保障しているが、平等原則は、法律のみならず命令にも適用される。スイス憲法は、全ての場合において絶対的平等を要求してはいない。例えば、経済的に豊かな者とそうでない者との間の税金の額に累進性を設けることまでも禁じてはいない。平等をどう考えるかは基本的に立法者に委ねられているが、客観的かつ合理的な理由を欠く差別、極めて大きな事実上の不平等をもたらすような立法行為は禁止されていると考えられている<sup>19</sup>。

第 8 条第 3 項は、特に男女の同権を規定している。この関連で、政治的に問題となるのが、女性に対するクォータ制である。ソロトゥルン州の州民発案で、州の立法、行政、司法機関の定員を男女の住民数に比例して配分することが提案された際、連邦裁判所は、憲法にいう男女同権の原則は、機会の平等であって結果の平等ではないため、当該発案は認められないと判示した<sup>20</sup>。一方、官庁等の構成員につき、一方の性が 3 分の 1 以上を占めていなければならないとするウーリ州の州民発案については、連邦裁判所は合憲であると判断した<sup>21</sup>。

#### (ii) 恣意からの保護及び信義の遵守

第 9 条は、国家機関による恣意的な取扱いの禁止を明記している。こうした原則は、他国では平等原則から導き出すのが通例であり、比較憲法的な観点から見ると余り類例のない規定である<sup>22</sup>。平等原則違反の審査の場合には、同様な事情に対して法が同一の方法で適用されているかを審査する必要があるのに対し、恣意の禁止に違反しているかどうかの審査の場合には、国家の行為が合理的かつ客観的理由に基づいているかという点のみを審査すれば足りるという点で、両者の原則には相違があるという<sup>23</sup>。

同時に第 9 条は、国家機関に対し、信義に従った取扱いを命じている。我が国においては、信義則は民法第 1 条第 2 項に規定されている原則であるが、スイスにおいて、この原則は私法のみならず、公法をも支配する原則とされている。

<sup>19</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.219.

<sup>20</sup> BGE 123 I 152.

<sup>21</sup> BGE 125 I 21.

<sup>22</sup> 似たような規定としては、スペイン憲法の第 9 条第 3 項（「憲法は、…公権力の専横（arbitrariedad）の禁止を保障する。」）がある。Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.233.

<sup>23</sup> *ibid.*, p.235.

(iii) 適正手続の保障

第 29 条から第 32 条までは、適正手続、特に裁判手続上の人権保障について規定している。具体的には、裁判手続における公正な取扱い、妥当な期間内の判決を要求する権利、聴聞を要求する権利、法律扶助、裁判を要求する権利、例外裁判所の禁止、裁判の公開、自由を剝奪された者の権利、無罪の推定等の人権が規定されている。

(iv) 課税の原則

租税は法律の根拠がなければ課されない。命令に委任する場合であっても、納税義務者の範囲、課税の対象及び評価は、法律自体で規定しなければならない（第 127 条第 1 項）。

(v) 請願権

全ての人々は、官庁に対し、請願を行う権利を有する（第 33 条）。議会で提出された請願の取扱いの手続については、議会法<sup>24</sup> 第 126 条から第 128 条までに規定されている。

#### (4) 社会権

スイス憲法で保障されている社会権としては、生存権（第 12 条）、無償の基礎教育の保障（第 19 条）を挙げることができる<sup>25</sup>。

序論で述べたように、社会国家の原理は、スイス憲法の基本原理の一つと数えられることもあるほど、重要な原理であると考えられている。前文は、「国民の強さは弱者の幸福によって測られる」とうたい、第 2 条は、「国の共同の福祉」を連邦の目標として掲げ、第 41 条は、社会目標として、全ての人に対する社会保障、医療、労働、住居、教育等の保障を規定している。これらの規定は、連邦や州の立法者に対する重要な指針になっている<sup>26</sup>とはいえ、同条第 4 項に規定するように、「社会目標から、国の給付を要求する直接的な権利を導き出すことはできない」。

(i) 生存権

第 12 条によれば、「困窮状態にあり、かつ、生計を維持することができない者は、援助及び扶助並びに人間の尊厳に値する生活にとって不可欠な手段を要求する権利を有する。」

援助には、衣食住といった生活の基本となるものに加え、生存の維持、人間の尊厳に値する生活にとって必要である場合には、基礎的な医療サービスも含まれる<sup>27</sup>。

(ii) 無償の基礎教育の保障

スイスに居住する子どもは、国籍にかかわらず、無償の基礎学校教育を受ける権利を有する（第 19 条）。現在、スイスの義務教育は 9 年であり<sup>28</sup>、連邦裁判所は、この期間に

<sup>24</sup> Bundesgesetz vom 13. Dezember 2002 über die Bundesversammlung (Parlamentsgesetz, ParlG)/ Loi du 13 décembre 2002 sur l'Assemblée fédérale (Loi sur le Parlement, LParl)/ Legge federale del 13 dicembre 2002 sull'Assemblea federale (Legge sul Parlamento, LParl)

<sup>25</sup> 憲法第 11 条に規定する子ども及び青年の「不可侵性に対する特別の保護及び発育への支援を要求する権利」については、社会権と捉える見解とプログラム規定と捉える見解とがある。Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.87-88. また、論者によっては、法律扶助、ストライキの権利も社会権と捉えている。本稿では、Häfelin らの枠組みに従い、前者につき、「(3) 法の前の平等及び他の法治国家的保障」において、後者につき、「(2) 自由権」において述べた。

<sup>26</sup> *ibid.*, p.54.

<sup>27</sup> *ibid.*, p.269.

<sup>28</sup> 義務学校の調和に関する 2007 年 6 月 14 日の州間協定によると、2 年制の幼稚園を義務教育機関に追

つき無償の教育を提供すべきであると判示している。

### (5) 政治的権利

18歳に達したスイス国民で、「精神疾患又は知的障害を理由として成年後見の対象となっていない」ものは、国民議会の選挙権を有し、国民投票において投票する権利を有し、国民発案及び国民投票を提起する権利を有する（第136条）。この規定のうち、「精神疾患又は知的障害を理由として成年後見の対象となつて」いる者という文言が不適切であること<sup>30</sup>、また、民法改正により後見制度が改革されたことを理由として、同条の規定を具体化する法律である、政治的権利に関する法律<sup>31</sup>が改正され（2013年1月施行）、政治的権利の保障の対象外となるのは、「永続的な判断能力の喪失のため包括的な補佐の下にある者又は予備的委任（Vorsorgebeauftragt/mandate pour cause d'inaptitude/mandato precauzionale）<sup>32</sup>を受けた者により代理されている者」に改められた。これに合わせて憲法の文言を修正する必要性を指摘する論者もある<sup>33</sup>。

### (6) 人権規定の私人間適用

人権を保障すべき主体は、基本的には公権力であるが、第35条第3項において、「官庁は、私人間においても基本権が実現されることがふさわしい範囲内において、その実現に配慮する」と規定し、私人間における人権規定の適用を明文で認めている。ここで、注意が必要なのは、スイス憲法学の通説的理解では、憲法の規定は直接私人間に適用されることはなく、私法の一般条項等を通じて間接的に適用されると解釈されているという点<sup>34</sup>と、同項にいうように、その実現が「ふさわしい範囲内において」という留保が付されている点である。

加することが規定されている。この協定は、2009年8月に発効し、現在の15の州が参加している。一方、7つの州では州民投票により拒否されている。スイス州教育委員長合同会議ホームページ。< [http://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/harmos/liste\\_rat\\_df.pdf](http://www.edudoc.ch/static/web/arbeiten/harmos/liste_rat_df.pdf) >

<sup>29</sup> BGE 129 I 35, 39.

<sup>30</sup> 民法改正に関する連邦参事会の報告書によれば、「精神疾患（Geisteskrank/maladie mentale/infermo di mente）」「知的障害（Geistesschwache/faiblesse d'esprit/debole di mente）」といった否定的ニュアンスを有する表現は避けるべきであるとされている。また、判断能力の喪失の認定に当たる「Entmündigung/interdiction/interdizione」も現代後見法においては、もはや使用すべきでない言葉であるとされている。Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches, *Bundesblatt*, 2006 7023. なお、この解説及び後掲の翻訳では、「Entmündigung」を「成年後見の対象となる」というように訳したが、こうした語感から言うと、後見制度改革前の我が国における「禁治産宣告」という訳語の方が適当であるとも考えられる。また、「Geistesschwache」は、「知的障害」と訳したが、先に述べたように否定的なニュアンスが含まれているとするならば、「精神薄弱」と訳す方が適当であるとも考えられる。

<sup>31</sup> Bundesgesetz vom 17. Dezember 1976 über die politischen Rechte/ Loi fédérale du 17 décembre 1976 sur les droits politiques/ Legge federale del 17 dicembre 1976 sui diritti politici

<sup>32</sup> 改正された民法（2013年1月施行）の第360条によると、「予備的委任」とは、行為能力を有する者が、自らが判断能力を失った場合における法律関係の代理等を事前に自然人又は法人に委任する行為をいう。

<sup>33</sup> Giovanni Biaggini et al. (Hrsg.), *Staatsrecht*, Zürich: Dike Verlag, 2011, p.556.

<sup>34</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.84-86. 例外的に、第8条第3項の同一価値の労働に対する男女の同一賃金の原則は、私人間の労働協約に対しても直接適用されると解釈される。*ibid.*, p.86.

## 2 統治機構

### (1) 立法

#### (i) 2院制

連邦議会（Bundesversammlung/Assemblée fédérale/Assemblea federale）は、全国民を代表する国民議会（National Rat/Conseil national/Consiglio nazionale：下院に相当）と州を代表する全州議会（Ständerat/Conseil des Etats/Consiglio degli Stati：上院に相当）の2院により構成される。2院制は、1848年の連邦制国家建設の際に、同様に連邦制をとるアメリカ合衆国の例に倣って採用したものであるが、現在では、2院制の意義は議会審議の質の向上、立法府内の権力分立という点にもあると考えられている<sup>35</sup>。

スイスの連邦議会は、対等な2院制を採用しており、両院には同等の権限が付与されている（第148条第2項）。

#### (ii) 国民議会

国民議会は、全スイス国民を代表する。定数は、200名である（第149条第1項）。200名の定数は、州の住民数（外国人も含む）を基礎に州ごとに割り振られる。人口の少ない州であっても1議席は保障される。（同条第4項）

国民議会は、比例代表制に基づき選挙される（第149条第2項）。現在6つの州<sup>36</sup>では、定数が1であるため、これらの州においては、小選挙区制がとられている。比例代表の選挙は、ハーゲンバッハ・ビショフ法に従って行われ、小党分立を避けるための阻止条項は特に採用されていない<sup>37</sup>。

国民議会の任期は、4年で固定されており、原則として解散がないため、任期満了前の選挙は実施されない。唯一の例外は、憲法の全面改正の必要性につき、国民投票が実施され、国民の多数が全面改正の必要性を認めた場合である（後述Ⅲ参照）。

#### (iii) 全州議会

全州議会は、州を代表する46名の議員により構成される（第150条第1項）。政治的な意味で州を代表するのであって、法的な意味で代表するのではない。第161条の規定によれば、連邦議会の議員、すなわち両議院の議員は、指示を受けることなく投票すると定められており、全州議会の議員についても、州政府等の指示に拘束されないことが保障されている。

州の代表という性格は、1名しか議員が割り当てられない6つの州を例外として、全ての州に人口数にかかわらず、2名の議員を割り当てている点（第150条第2項）、全州議会の選挙の方法に関しては、州の立法に委ねている点（同条第3項）に表れている。

現在、全州議会議員は、全ての州において、国民の直接選挙により選挙されている。ほとんどの州では、小選挙区制が採用されている。ジュラ州は、例外的に比例代表制を採用している。

全州議会議員の任期も州法により規律される。多くの州では、国民議会の任期と同一に

---

<sup>35</sup> *ibid.*, p.429.

<sup>36</sup> スイスの州は、全部で26州ある。

<sup>37</sup> 具体的な選挙制度については、次の文献を参照。三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.79-80.



している。州によって任期が異なるため、先述した憲法の全面改正のケースを除き、全州議会の総議員の選挙が同時に実施されることはない。

(iv) 合同審議

両議院は、原則として独立して審議するが（第 156 条第 1 項）、連邦参事会の構成員等の選挙、最高連邦機関間の権限紛争の裁定、恩赦の 3 点については、国民議会議長が議長を務める両院合同会（*Vereinigte Bundesversammlung/conseils réunis/Assemblea federale plenaria*）において審議される（第 157 条第 1 項）。

(v) 連邦議会の権限

(a) 立法権

連邦議会は、連邦の管轄に属するあらゆる事項について立法権を有する<sup>38</sup>。憲法改正の手續については、III で後述するため、ここでは通常の立法手續を紹介する。

法律案の提出権は、各議員、各党派、連邦議会の各委員会、連邦参事会、各州に属する（第 160 条第 1 項及び第 181 条）。憲法改正案と異なり、国民には提出権はなく、これが憲法改正の国民発案が乱用される原因となっている（後述 IV 2 参照）。

多くの法律案は、専門の官僚又は管轄する省の長により設置された専門家委員会により起草される。草案は、第 147 条に規定する意見表明手續（*Vernehmlassungsverfahren/procédure de consultation/procedura di consultazione*）にかけられる。すなわち、議会に提出する前に、州、政党及び関係団体の意見を聴取する。この手續は、できる限り広いコンセンサスを得ることにより、国民投票による否決を回避するという重要な政治的機能を有している<sup>39</sup>。

意見表明手續を経た後、議会に法律案が提出される。いずれの議院を先議とするかは、法律案ごとに両議院の議長が決定する。先議の議院は、法律案を所管の委員会に付託する。委員会は法律案を審査し、これを議院に報告する。委員会の報告を受けて、議院は審議開始に関する一般討議、その後、逐条審議を行う。逐条審議が終わると、総括表決が行われる。

法律案の成立には、両議院の議決が必要である。両議院が一致しない場合の手續については、後述 (vi) を参照されたい。法律は、両議院による可決後、5 万人の有権者又は 8 州の要求により、国民投票に付託される（第 141 条第 1 項 a 号）<sup>40</sup>。5 万人の署名は、法律の公布後 100 日以内に集めなければならない。州による要求も法律の公布後 100 日以内に行われなければならない<sup>41</sup>。国民投票における賛否は、投票者の過半数により決せられる（第 142 条第 1 項）。憲法改正の場合と異なり、州の過半数の賛成は必要とされない。

(b) 外交権

外交権は、連邦参事会と連邦議会の両者に帰属する。連邦議会は、外交政策の形成に参画し、対外関係の維持を監督する（第 166 条第 1 項）。

<sup>38</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.450.

<sup>39</sup> *ibid.*, p.537.

<sup>40</sup> 連邦議会は、連邦法律のほかに、連邦憲法又は連邦法律の授權を受けて命令（*Verordnung/ordonnance/ordinanza*）を制定することもできる（例えば、議会内の組織規則が命令により定められている）が、命令は国民投票に付託することはできない。*ibid.*, p.544.

<sup>41</sup> Biaggini et al. (Hrsg.), *op.cit.*(33), p.328.

連邦議会は条約を承認する権限を有する（第 166 条第 2 項）が、スイスに新たな義務を課さない条約、既に締結された条約の執行のみを規定する条約、国内法の整備が連邦参事会の権限である事項について規定する条約及び法律改正を伴わない行政技術的観点に限定された条約については、連邦議会の承認は必要とされない<sup>42</sup>。

その他、連邦議会は、スイスの対外的安全、独立及び中立を守るための措置を講ずる（第 173 条第 1 項 a 号）。この権限は、連邦参事会と競合するが、連邦参事会は、連邦議회가措置を講じていない範囲内で権限を行使することができる<sup>43</sup>。

(c) 財政に関する権限

連邦議会は、連邦参事会が毎年 8 月末までに作成する連邦の予算を連邦決議（Bundesbeschluss/arrêté fédéral/decreto federale）<sup>44</sup>の形式で議決する。第 126 条第 2 項によれば、「予算において承認されるべき総歳出の最高額は、経済状況を考慮し、見積もられた歳入に応じて決定される。」すなわち、予想される歳入額を超えて歳出額を設定してはならない。ただし、特別な財政需要がある場合には、総歳出の最高額を引き上げることができ、その際には各議院の構成員の過半数の賛成が要求される（同条第 3 項）。

連邦議会は、連邦参事会により作成された前年度の決算について議決する。連邦議会には、予算執行の監督機関として、財務議員団（Finanzdelegation/Délégation des finances/Delegazione delle finanze）という機関が設置されている。財務議員団は、各議院の財務委員会の委員 3 名ずつにより構成され、連邦財務省の下に設置されている連邦財務監督庁（Eidgenössische Finanzkontrolle/Contrôle fédéral des finances/Controllo federale delle finanze）と協力し、連邦の財政運営を監視する。<sup>45</sup>

(d) 他の連邦機関の選挙

連邦議会は、連邦参事会の構成員、連邦参事会事務総長、連邦裁判所の裁判官、軍総司令官を選挙する（第 168 条第 1 項）。また、法律により、連邦議会在他の連邦機関についても選挙することを定めることができる（第 168 条第 2 項）。

(e) 監督権

(ア) 業務報告の審査

各議院の業務審査委員会（Geschäftsprüfungskommissionen/Les Commissions de gestion/Le Commissioni della gestione）は、毎年、連邦参事会、連邦の企業及び施設、連邦の裁判所の年次報告書を審査する<sup>46</sup>。年次報告書の承認は、単純連邦決議の形式で行われる（議会法第 145 条第 2 項）。

(イ) 質問及び動議

---

<sup>42</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.567-568.

<sup>43</sup> *ibid.*, p.451.

<sup>44</sup> 連邦決議とは、法規の性質を有しない議決である。国民投票に付託することのできない単純連邦決議（einfacher Bundesbeschluss/arrêté fédéral simple/decreto federale semplice）と国民投票に付託することのできる連邦決議の 2 種類がある（第 163 条第 2 項）。後者のうち、憲法に規定されている例としては、州間の領域の変更に関する連邦決議（第 53 条第 3 項）を挙げることができる。

<sup>45</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.453-454.

<sup>46</sup> *ibid.*, p.454.

連邦議会の委員会、会派又は議員から大質問 (Interpellation/interpellation/interpellanza) 又は小質問 (Anfrage/question/interrogazione) <sup>47</sup> があった場合には、連邦参事会は情報を提供しなければならず、動議 (Motion/motion/mozione) <sup>48</sup> があった場合には、連邦参事会は法律案若しくは議決案を作成するか又は何らかの措置を講じなければならず、調査要求 (Postulat/postulat/postulato) があった場合には、連邦参事会は法律案若しくは議決案の作成が必要であるかどうか又は何らかの措置を講じる必要があるかどうか調査する (議会法第 120 ~ 125 条)。

(ウ) 調査委員会

調査委員会は、重大な事件を解明するために、連邦参事会の意見を聞いた後に、連邦議会の単純連邦決議により設置される両議院合同の委員会である (議会法第 163 条)。

(エ) 連邦参事会の命令の承認

連邦議会は、法律により立法権を連邦参事会に委任する際に、連邦参事会の命令を承認する権限を留保することができる <sup>49</sup>。

(f) 有効性の検査

連邦議会は、連邦の法律その他の措置の有効性につき、調査する責任を有する (第 170 条)。

(g) 州に対する権限

連邦議会は、州憲法に対する承認の権限を有する (第 172 条第 2 項)。また、州が他の州又は外国と締結した協定又は条約について連邦参事会又はある州が異議を申し立てた場合に、当該協定を承認する権限を有する (同条第 3 項)。

(h) その他の権限

連邦議会は、国民発案が第 139 条第 3 項に規定する「統一性の原則」(後述 III 2 参照) を満たしているかどうか、国際法の強行規範に反していないかどうかを審査する権限を有する (第 173 条第 1 項 f 号)。また、前述のとおり、連邦議会は、最高連邦機関間の権限紛争の裁定を行う。最高連邦機関には、連邦参事会、連邦裁判所のほか、連邦議会自身も含まれる。

(vi) 両議院間の不一致の際の手續

前述のとおり、両議院は権限において対等であり、いずれかの議院の議決が優越するということはない。両議院間の議決に不一致が生じた場合には、不一致の解消のため、議案は最初に議決した議院に戻されて再度審議される。審議の結果は、他方の議院に送付される。この手續は、不一致が解消されるまで、2 回まで繰り返すことができる。2 回繰り返しても、すなわち、各議院で 3 回審議しても、一致した議決が得られない場合には、各議院の 13 人の議員により構成される両院協議会 (Einigungskonferenz/conférence de

<sup>47</sup> 「大質問」とは通常、連邦参事会により口頭で回答される質問であり、「小質問」とは通常、連邦参事会により書面で回答される質問である。前者の場合には、引き続き討論が行われるが、後者の場合には、議会での討論は行われない。 Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.469.

<sup>48</sup> 翻訳の第 160 条では、審議に付されている案件に対する連邦議会議員又は連邦参事会の提案 (法律案に対する修正等) を指す Antrag/proposition/proposta も「動議」と訳したが、ここで言う動議とは、それとは別の行為である。

<sup>49</sup> *ibid.*, p.456.

conciliation/conferenza di conciliazione) が招集され、調整案が作成される。調整案の作成に成功しなかった場合、両院協議会は、議案の取下げの提案を行う。また、調整案が両議院において、1度の審議により無修正で承認されなかった場合には、当該調整案は廃案となる（議会法第 89 条以下）。

以上は、不一致の場合の原則的なルールであるが、事の性質上、妥協が不可能である場合には、別のルールが適用される。すなわち、否決する意思を有する議院が 2 度の審議の後、改めて否決の意思を示した場合には、当該案件は、可決の意思を有する他議院の議決にもかかわらず、最終的に否決される。こうしたことが問題となるのは、議案を取り上げるかどうかの賛否、審議の最終段階における議案全体に関する賛否、条約の承認の賛否、州憲法の承認の賛否等において、各議院が賛成、反対で分かれている場合である（議会法第 95 条）。

(vii) 国民投票制度

序論に述べたように、直接民主制的要素の強いスイスでは、様々な法令を国民投票に付託することができる。

(a) 義務的国民投票

第 140 条は、必ず国民投票に付託しなければならない案件を列挙している。

第 1 項においては、国民と州の双方の投票<sup>50</sup>に付託しなければならない案件が規定されている。①連邦憲法の改正、②集団安全保障のための組織又は超国家的共同体への加盟、③憲法に基づかない緊急の連邦法律で、効力が 1 年を超えるものという 3 つの案件である。緊急の連邦法律とは、通常の連邦法律のように国民投票に付託できる期間を待たずに直ちに施行される法律である。緊急の連邦法律については、施行後、事後的に国民投票を実施することになる。当該法律の性質又は効力の期間により、国民投票の実施が義務的であるか任意的であるかが決まることは表に記したとおりである。緊急性の宣言については、両議院の総議員の過半数の賛成が必要とされる（第 165 条第 1 項）。

第 2 項においては、国民の投票に付託しなければならない案件が規定されている。①連邦憲法の全面改正に関する国民発案、②連邦議会により拒否された一般的な提案の形式（法文化されていない形式）による連邦憲法の部分改正に関する国民発案、③連邦議会の両議院が一致していない場合における連邦憲法の全面改正の可否という 3 つの案件である。このうち、①と③は、連邦憲法の全面改正の是非を具体的な新憲法草案が作成される前に問う国民投票で、先決国民投票 (Vorabstimmung/référendum préalable) と呼ばれる。

(b) 任意的国民投票

第 141 条は、公布から 100 日以内に 5 万人の有権者又は 8 つの州の要求があった場合に実施される国民投票を列挙している。①連邦法律、②効力が 1 年を超える緊急の連邦法律、③憲法又は法律により国民投票が提案できると定められている連邦決議、④期限が付されておらず、かつ、廃棄することのできない条約、国際機構への加盟を定める条約、法規範を定める重要な規定を含む条約及びその実施のために連邦法律の制定が必要である

<sup>50</sup> 州による投票については、III 1 参照。

条約である。

国民投票制度を一覧にすると、次の表のとおりである。

表 スイスにおける国民投票制度

	対象事項	提起の主体	投票の主体	憲法の根拠規定
義務的国民投票	連邦憲法の改正	—	国民及び州	第 140 条第 1 項 a 号、第 195 条
	集団安全保障のための組織又は超国家的共同体への加盟	—	国民及び州	第 140 条第 1 項 b 号
	憲法に基づかない緊急の連邦法律で、効力が 1 年を超えるもの	—	国民及び州	第 140 条第 1 項 c 号
	連邦憲法の全面改正の可否	—	国民	第 138 条第 2 項、第 140 条第 2 項 a 号及び c 号、第 193 条第 2 項
	連邦議会により拒否された一般的な提案の形式による連邦憲法の部分改正に関する国民発案	—	国民	第 139 条第 4 項、第 140 条第 2 項 b 号
任意的国民投票	連邦法律	5 万人の有権者又は 8 つの州	国民	第 141 条第 1 項 a 号
	効力が 1 年を超える緊急の連邦法律	5 万人の有権者又は 8 つの州	国民	第 141 条第 1 項 b 号
	憲法又は法律により国民投票が提案できると定められている連邦決議	5 万人の有権者又は 8 つの州	国民	第 141 条第 1 項 c 号
	(i) 無期限であり、かつ、廃棄することができない条約、(ii) 国際機構への加盟を定める条約、(iii) 法規範を定める重要な規定を含む条約、(iv) その実施のために連邦法律の制定が必要である条約	5 万人の有権者又は 8 つの州	国民	第 141 条第 1 項 d 号

(出典) 筆者作成。

(2) 行政

(i) 連邦参事会

スイスの連邦政府は、連邦参事会（Bundesrat/Conseil fédéral/Consiglio federale）と呼ばれる。連邦参事会は、7名の構成員から成る（第175条第1項）。連邦参事会の構成員と国民議会議員、全州議会議員、連邦裁判所裁判官は、兼職できない（第144条第1項）。

連邦参事会の構成員は、両院合同会により選挙される（第157条第1項a号及び第175条第2項）。選挙は、連邦参事会全体に対して行われるのではなく、構成員ごと、すなわち7回に分けて行われる（議会法第132条第2項）。連邦参事会の構成員については、1959年以降、長らく4大政党間の配分方式が慣例として決まっていた。いわゆる「魔法の公式」と呼ばれるもので、自由民主党2名、キリスト教民主党2名、社会民主党2名、スイス国民党1名という割当てが固定化していた。しかし、2003年にスイス国民党が国民議会の第1党に躍進したため、この「公式」に変更が加えられ、スイス国民党が2名となり、4大政党の中で一番獲得議席の少なかったキリスト教民主党が1名という配分方式に改められた。2007年の国民議会選挙後も、同様の配分となったが、その後スイス国民党の政権離脱、スイス国民党の分裂等の混乱を経て、社会民主党2名、自由民主党2名、キリスト教民主党1名、スイス国民党1名、スイス国民党から分離した市民民主党1名という配分に落ち着いた<sup>51</sup>。

連邦参事会の任期は、4年で、国民議会の改選ごとに新たに選挙される。連邦議会は連邦参事会に対して不信任を表明し、罷免する権限を有しないため、4年という任期は固定している（ただし、憲法の全面改正の際の連邦議会の解散に伴い、4年より短い任期で終了するという例外的な場合もある）。

連邦参事会は、合議制原則（Kollegialprinzip/principe collégial/principio collegiale）ののっとなって運営される。すなわち、連邦参事会の決定は、全て合議体の議決という形式で行われる（第177条第1項）。連邦参事会には、首相に該当する職は存在せず、連邦参事会の構成員は、連邦大統領の特別の権限を除き、全て対等の権限を有する。

#### (ii) 連邦大統領

連邦議会の両院合同会は、連邦参事会の構成員の中から、1年任期で、連邦大統領を選挙する（第157条第1項a号及び第176条第2項）。連邦大統領は、連続して再任することはできない（第176条第3項）。

連邦大統領は、連邦参事会の形式的な長であり、「同輩中の首席」としての地位を有する。その権限は、連邦参事会の会議の主宰、外国における連邦の代表、連邦と州の関係の調整、緊急時の大統領決定の制定（連邦参事会の授権に基づくものであって、連邦参事会の事後の承認を要する。）である（統治及び行政組織法<sup>52</sup>第25条、第26条、第28条及び第29条）。

#### (iii) 連邦参事会的意思決定方法

連邦参事会の会議は、連邦大統領の委任に基づき、官房事務を担当する連邦参事会事務総長（Bundeskanzler/chancelier de la Confédération<sup>53</sup>/cancelliere della

<sup>51</sup> 2011年の国民議会選挙後もこの配分方法が維持されている。

<sup>52</sup> Regierungs- und Verwaltungsorganisationsgesetz vom 21. März 1997 (RVOG)/Loi du 21 mars 1997 sur l'organisation du gouvernement et de l'administration (LOGA)/Legge del 21 marzo 1997 sull'organizzazione del Governo e dell'Amministrazione (LOGA)

<sup>53</sup> 連邦参事会事務総長について規定する第179条等においては、ドイツ語及びフランス語の女性形も併

Confederazione) により招集される（統治及び行政組織法第 16 条第 2 項）。連邦参事会事務総長は、会議に参加し、連邦参事会事務局の事務に関して議案を提出する権限を有するが、意思決定の際の投票は参考意見としかみなされない（同法第 18 条第 2 項）。連邦参事会の会議の議長は、連邦大統領が務め、連邦大統領に支障がある場合には、連邦副大統領が務める（同法第 27 条第 1 項）。意思決定は、多数決によって行われるが、少なくとも 3 票が同一意見で一致していなくてはならない。可否同数の場合は、議長の票が 2 倍して加算される。（同法第 19 条）

(iv) 連邦参事会の権限

連邦参事会の権限は、第 180 条から第 187 条までに列挙されている。それらの規定によると、政策の目標・手段の決定（第 180 条）、法律案の提出（第 181 条）、命令の制定、法律等の執行（第 182 条）、財政計画の策定・予算案の編成（第 183 条）、外交問題の処理・条約の締結（第 184 条）、対外的及び国内的安全の確保（第 185 条）、連邦と州の関係の維持（第 186 条）、行政の監督（第 187 条）等が連邦参事会の権限とされている。

(3) 司法

(i) スイスの司法制度

スイスにおける連邦レベルの裁判所としては、連邦裁判所（Bundesgericht/Tribunal fédéral/Tribunale federale）、連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht/ Tribunal administratif fédéral/Tribunale amministrativo federale）、連邦刑事裁判所（Bundesstrafgericht/Tribunal pénal fédéral/Tribunale penale federale）及び連邦特許裁判所（Bundespatentgericht/Tribunal fédéral des brevets/Tribunale federale dei brevetti）が存在する。連邦裁判所は、後述のとおり、連邦の最高裁判所であり、連邦行政裁判所は、連邦行政の処分に関する訴訟を管轄し、連邦刑事裁判所は、連邦法により連邦の裁判管轄とされている訴訟を管轄する<sup>54</sup>。連邦行政裁判所、連邦刑事裁判所及び連邦特許裁判所の判決については、一定の例外を除き、連邦裁判所に上訴することができる<sup>55</sup>。

その他の訴訟は、基本的に州の裁判所の管轄とされる。州の司法制度は、各州で様々であり、ここで詳述することはできないが、民刑事訴訟に関しては、2 審の裁判制度を採用するのが通例であり（州によっては、民事につき、更に上位の裁判所として破毀裁判所を設置する場合もあり、一定の刑事事件につき、1 審のみとする場合もある）、その判決に関しては、連邦裁判所に上訴することが可能となっている。行政訴訟に関しては、古くは行政庁内部での審査の制度しかなかったが、20 世紀後半以降、州の行政裁判所が設置されるようになり、1997 年以降は、行政裁判所の設置が義務付けられることになった<sup>56</sup>。

記されているが、ここでは煩雑さを避けるため、男性形のみとした。

<sup>54</sup> その主なものは、刑事訴訟法第 23 条及び第 24 条に規定された犯罪である。具体的には、軍事、外交、通貨など連邦事項に関する犯罪、ある種の犯罪のうち、連邦機関や連邦公務員が犯罪の構成要件の主体や客体となるものである。これらの犯罪については、連邦刑事裁判所が第 1 審として管轄する。

<sup>55</sup> Tobias Jaag et al., *Staatsrecht der Schweiz in a nutshell*, Zürich : Dike Verlag, 2011, pp.136-138.

<sup>56</sup> Walter Kälin und Christine Rothmayr, “Justiz,” *Handbuch der Schweizer Politik*, 4 Aufl., Zürich : Verlag Neue Zürcher Zeitung, 2006, p.182.

(ii) 連邦裁判所

スイスにおける最上級の裁判所は、連邦裁判所である。連邦裁判所の裁判官は、連邦議会の両院合同会により6年の任期で選挙される（第145条、第157条第1項a号及び第168条第1項）。2003年以降、全ての会派の国民議会議員及び全州議会議員により構成される裁判所委員会（Gerichtskommission/Commission judiciaire/Commissione giudiziaria）が候補者を連邦議会の両院合同会に提案することになっている（議会法第40a条）。

(iii) 違憲審査権

裁判所は、連邦法律及び国際法を適用しなければならない（第190条）。裁判所は、連邦法律に関しては、違憲審査権を有しておらず、違憲の連邦法律であっても、裁判所はそれを適用しなければならない<sup>57</sup>。違憲審査権を有していないのは、連邦法律についてであって、裁判所は、州法又は連邦機関による命令等については、違憲審査を行うことができる<sup>58</sup>。

違憲審査には、具体的な事件を前提とする具体的規範統制と具体的な事件と関係なしに行われる抽象的規範統制の2種類の方法がある。具体的規範統制は、州法及び連邦機関による命令等の双方について行うことができるが、抽象的規範統制は、連邦機関による命令等について行うことはできない<sup>59</sup>。

### 3 安全保障

#### (1) 軍隊

第58条第1項は、スイスは軍隊を有すると規定している。軍隊の規模については、軍隊の組織に関する連邦議会命令<sup>60</sup>が定めており、その第5条によると、軍隊は最大で22万人の兵役義務者を使用できるとされている。2011年の統計<sup>61</sup>によると、現役の軍人が約16万人であり、予備役として約2万5千人が登録されている。2011年の防衛費は、約39億スイスフラン（約3237億円）で、連邦の総歳出額の約6.2パーセントである。

第58条第2項によると、軍隊の主要な任務は、①戦争の防止及び平和の維持、②国土防衛、③国内的安全への重大な脅威が生じた場合及び他の非常事態の場合（自然災害など）における非軍事部門の支援である。

兵役義務は、20歳以上のスイス人男性に課される。非軍事の代替役務は、1992年の国民投票により、認められることになった。女性の兵役は任意である。（第59条第1項及

<sup>57</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.53.

<sup>58</sup> 州憲法の承認は、連邦議会の権限であるため、州憲法の連邦憲法に対する適合性の審査は、原則として連邦裁判所の管轄外であるが、州憲法の承認の際に公布されていなかった連邦法、国際法等に対する適合性の審査はできる。また、市町村レベルの法令の違憲審査も連邦裁判所の管轄である。*ibid.*, pp.587-588.

<sup>59</sup> Biaggini et al. (Hrsg.), *op.cit.*(33), p.378.

<sup>60</sup> Verordnung der Bundesversammlung vom 4. Oktober 2002 über die Organisation der Armee (Armeorganisation, AO)/Ordonnance de l'Assemblée fédérale du 4 octobre 2002 sur l'organisation de l'armée (Organisation de l'armée, OOrgA)/Ordinanza dell'Assemblea federale del 4 ottobre 2002 sull'organizzazione dell'esercito (Organizzazione dell'esercito, OEs)

<sup>61</sup> Die Armee in Zahlen

<<http://www.vbs.admin.ch/internet/vbs/de/home/documentation/zahlen/armee.html>>



び第 2 項)

## (2) 緊急事態

### (i) 緊急事態に関する憲法の規定

国内的安全を守るための措置を講ずる権限は、連邦議会（第 173 条第 1 項 b 号）と連邦参事会（第 185 条第 2 項）に帰属する。

第 173 条第 1 項 c 号によると、「特別な事情により必要とされる場合」には、連邦議会は、スイスの対外的安全、国内的安全等の保護のため、命令又は単純連邦決議を制定することができる。「特別な事情により必要とされる場合」とは、緊急事態を指しており<sup>62</sup>、そのような場合には、国民投票に付託される可能性のない法令、すなわち、命令又は単純連邦決議により必要な措置をとることができる。

連邦参事会は、公の秩序又は国内的安全に対する現在又は急迫の重大なかく乱に対処するため、命令を制定し、決定を下すことができる（第 185 条第 3 項）。また、連邦参事会は、緊急の場合には軍隊を動員することができる。軍隊の動員の規模が 4,000 名を超える場合又は軍隊の動員が 3 週間を超えて継続する場合には、連邦議会が遅滞なく招集されなければならない（同条第 4 項）。軍隊は、連邦の指揮の下に置かれ、連邦参事会によって選任された連邦の代表者である委託官（Kommissär/commissaire）の命令を執行しなければならない<sup>63</sup>。

### (ii) 憲法の枠を超える緊急事態に対する措置

(i) に掲げた憲法の規定は、憲法の枠内で対処できる緊急事態を想定したものであるとされる<sup>64</sup>。その意味では、スイス憲法には、憲法の枠を超える緊急事態、すなわち、立憲主義の停止が必要とされるような国家緊急事態への対処方法が規定されていないと言える。

2 度の世界大戦の際、すなわち、1914 年と 1939 年に、いわゆる「全権委任決議」により、連邦議会は、連邦参事会に無制限の全権を委任し、憲法秩序の一部の変更を認めた。この決議は、国民投票に付託されず、憲法上の根拠を有するものではなかった。このように実務においては、超憲法的な国家緊急権を認めており、学説の多数もそれに倣っている。学説の多数の理解によると、自由な国家の存立、国の独立又は住民の生存が問題となっている場合には、憲法秩序の制限は正当な措置として認められ、そのような緊急事態においては、連邦議会が招集され、必要な措置を講じ、それが民主的な権利、自由権、連邦制国家の権限を侵害する措置であっても許されるとされる。また、議会が招集できない場合に

<sup>62</sup> 第 173 条第 1 項 c 号には、後述する第 185 条第 3 項のように、緊急措置をとることのできる場合の要件、具体的には、重大なかく乱が現に存在すること又は重大なかく乱が急迫していることといった要件が書かれていないが、同様の要件は、同号の場合であっても必要とされるべきであると解されている。Biaggini, *op.cit.*(6), p.766.

<sup>63</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.309.

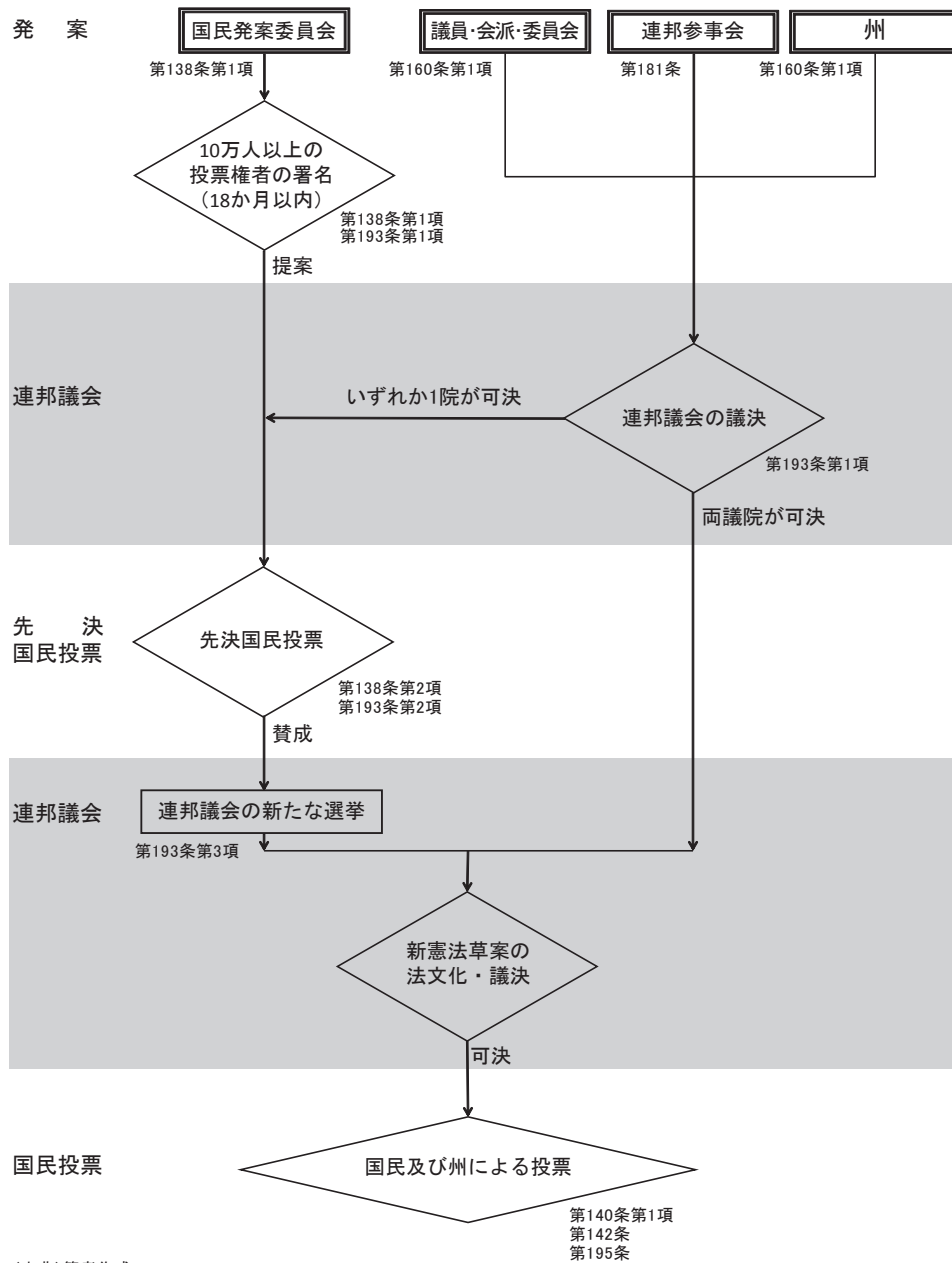
<sup>64</sup> コメントールによると第 173 条第 1 項 c 号の規定は、国家緊急権の根拠とはならないとされ、第 185 条第 3 項に規定する連邦参事会の措置は、憲法の尊重を免除するものではないと解されるという。Bernhard Ehrenzeller et al. (Hrsg.), *Die schweizerische Bundesverfassung : Kommentar*, 2.Aufl., Zürich : Dike Verlag, 2008, pp.2538, 2721.

は、連邦参事会に包括的な国家緊急権が認められるとされる<sup>65</sup>。

### III 憲法改正手続

憲法改正手続は、全面改正と部分改正によって異なる。両者の区別については、スイス憲法学では、形式的な全面改正と実質的な全面改正という概念を設けて論議している。形

図1 憲法の全面改正の流れ

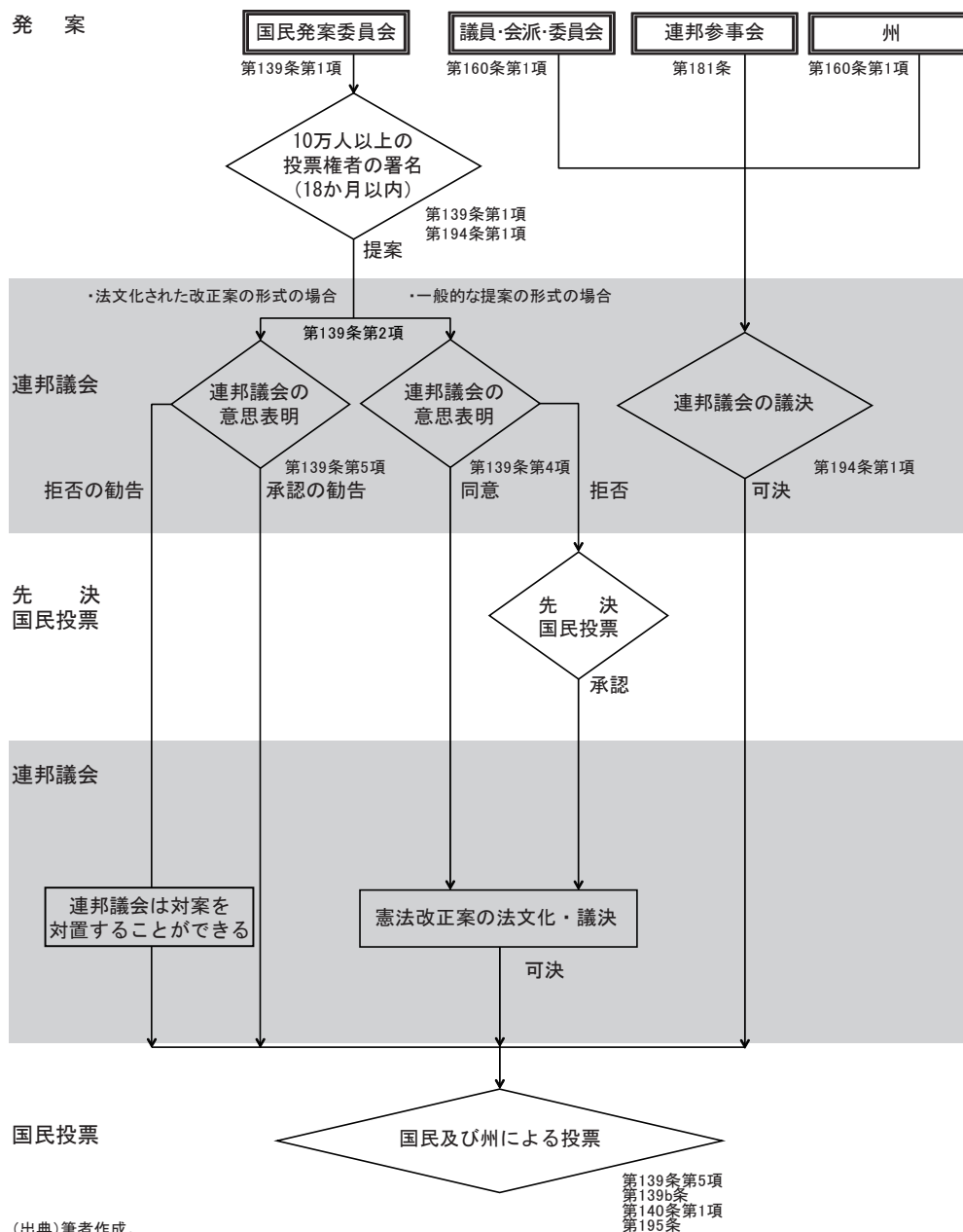


<sup>65</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.533-534.

式的な全面改正とは、全条文を新しい条文に置き換える改正であり、その際、一部の条文が新旧で同一であっても構わないとされている。実質的な全面改正とは、憲法の基本原則に変更を加える改正である<sup>66</sup>。実務においては、そして学説の大半においても、前者の立場がとられており、内容面よりも、改正される条文の数で全面改正と部分改正の違いを設けるものとしている<sup>67</sup>。

憲法改正の流れは、図1及び図2のとおりである。

図2 憲法の部分改正の流れ



<sup>66</sup> *ibid.*, pp.521-522.

<sup>67</sup> Pierre Tschannen, *Staatsrecht der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, 3.Aufl., Bern : Stämpfli Verlag, 2011, p.538.

## 1 全面改正

全面改正の発議は、国民又は連邦議会のいずれかの議院が行うことができる（第 193 条第 1 項）。州又は連邦参事会については、特に明記がないが、議案を提出する権限を有すると定める第 160 条第 1 項及び第 181 条の規定により、発議を行う権限を有すると解されている<sup>68</sup>。

国民による発議は、まず 7 人以上 27 人以下の提案者（国民発案委員会という）の住所と氏名のほか必要事項を記載した署名名簿の連邦参事会事務局への提出及び官報における公示から始まる（政治的権利に関する法律第 68 条、第 71 条及び第 72 条）。国民による発議の場合は、10 万人の署名が必要であり、その署名は官報における公示から 18 か月以内に集めなければならない（第 138 条第 1 項）<sup>69</sup>。発議の形式は、法文化された草案でなくてもよい。議会による発議の場合には、議員 1 名、会派、委員会による発議が可能である（第 160 条第 1 項）。

国民によって全面改正の発議がなされた場合と連邦議会の両議院で全面改正につき意見が一致しなかった場合に、全面改正の必要性の有無について、先決国民投票が行われる（第 193 条第 2 項）<sup>70</sup>。

先決国民投票の結果、全面改正すること自体が認められた場合には、新たに両議院で選挙が行われ（第 193 条第 3 項）、新議会が招集されることになる。こうして新たに招集された議会が、連邦憲法の全面改正案を作成し<sup>71</sup>、国民及び州の投票にかけることになる。州における国民投票の結果、賛成が過半数であった場合又は反対が過半数であった場合が、その州の賛成票 1 票又は反対票 1 票としてカウントされる（第 142 条第 3 項）。ただし、オプヴァルデン、ニトヴァルデン、バーゼル・シュタット、バーゼル・ラントシャフト、アッペンツェル・アウサーローデン及びアッペンツェル・インナーローデンの各州は、2 分の 1 票としてカウントされる（同条第 4 項）。国民投票の過半数と州の投票の過半数の賛成を得た場合に全面改正は承認される（同条第 2 項）。

## 2 部分改正

部分改正は、国民又は連邦議会が発議することができる（第 194 条第 1 項）。州又は連邦参事会も発議権を有すると解釈されていることは、全面改正と同様である。

<sup>68</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), pp.522-523.

<sup>69</sup> 国民による発議は、現行憲法下では行われていない。1874 年に制定された旧憲法下においても、国民による全面改正の発議が認められていたが、1934 年の 1 回しか行われなかった。このときは、先決国民投票により否決された。

<sup>70</sup> この国民投票については、最終的な憲法改正の国民投票と異なり、州の過半数の賛成は必要としない。

<sup>71</sup> この議会で新憲法の草案が作成できなかった場合には、その時点で憲法改正の手続は終了するとされている。Tschannen, *op.cit.*(67), p.553. 第 156 条第 3 項 c 号は、先決国民投票で憲法改正の必要ありと判断された後に招集された新議会で、新憲法案について両議院が一致しない場合の議決成立を確保するための措置を定めると規定しているが、この点について立法措置はなされていない。Biaggini, *op.cit.*(6), pp.705-706.

部分改正の最短コースは、連邦議会が改正を発議し、国民投票の過半数の賛成と州の過半数の賛成を得る方法である。改正案の発議権は、全面改正同様、議員1名、会派、委員会に属する。全面改正と異なるのは、両議院の一致した議決が必要となる点である。

国民による発議の要件は、全面改正と同様で、国民発案委員会による提案の後、官報における公示を経て、公示から18か月以内に10万人の署名を集めなければならない。全面改正と異なり、発案には、①特に具体的な草案を提示しない一般的な提案と、②完成された草案の提出の2つの方法がある（第139条第2項）。その両者の方法を混在させた発案は、同条第3項に規定する「形式の統一性」という要件を満たしていないため、連邦議会により無効と宣言される可能性がある。さらに、同項は「内容の統一性」という要件を課しているため、内容的に関連のない事項を混在させている発案も連邦議会により無効と宣言される可能性がある<sup>72</sup>。これらの要件を具備しているか否かに関する連邦議会の判断は終局的であり、連邦裁判所に提訴することはできない<sup>73</sup>。

①の一般的な提案の場合で、当該発議に同意したときは、連邦議会で改正案を作成し、その改正案に対して国民及び州の承認を求めることになる（第139条第4項）。連邦議会が当該発議に同意しなかった場合には、改正の可否自体に関して国民投票を行うことになる（第140条第2項b号）。この国民投票によって改正の必要ありとの判断が示された場合には、連邦議会が改正案を作成し、その改正案を国民及び州による投票に付すことになる（第139条第4項及び第140条第1項a号）。したがって、一般的な提案が連邦議会によって承認されなかったときには、国民投票が2回行われる場合もある。

一方②のように、国民が完成された改正案を提出した場合には、両議院の同意が得られれば、改めて連邦議会の側で改正案を作るまでもなく、そのままの形で国民及び州による投票にかけられることになる。連邦議会が同意しなかった場合には、国民の作成した改正案に、当該改正案に対する拒否勧告を付して、また場合によっては連邦議会の側で作成した対案を添付して、国民及び州の投票にかけられることになる（第139条第5項）。対案が添付された場合、国民投票では、3つの質問が設定される。すなわち、①現行法よりも国民発案を優先するか、②現行法よりも対案を優先するか、③国民及び州が現行法よりも双方の案を優先した場合には、いずれの案が施行されるべきか、の3問である（1998年12月18日の連邦決議の最終規定II 2c第1項）。③の設問で国民投票と州の投票の結果が異なっていた場合には、国民票の得票率と州票の得票率の和の数字の高い方の案が施行される（第139b条第3項）。具体例で言うと以下のとおりである。国民の得票率で提案Aが55パーセントを得、提案Bが45パーセントを得たのに対し、州の得票率で提案Aが43パーセントを得、提案Bが57パーセントを得たとする。この場合、得票率の合計の数字は、提案Aについては98、提案Bについては、102となり、提案Bが施行される。

<sup>72</sup> 実務においては、内容の統一性について、あまり厳格な審査基準はとられていないという。Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.528. なお、この内容の統一性の要件は、国民発案に限らず、全ての部分改正の発議に課せられる要件である。

<sup>73</sup> *ibid.*, p.529.

連邦議会は、国民投票に際して、国民に対して承認又は拒否を勧告する（第 139 条第 5 項）。この勧告は、連邦議会の権利及び義務であると解されている<sup>74</sup>。この点は、公的機関に厳正な中立義務が課される選挙運動との違いである<sup>75</sup>。

### 3 憲法改正の限界

憲法上、改正の禁止が明記されているのは、「国際法の強行規範」に反する憲法改正のみである（第 139 条第 3 項、第 193 条第 4 項及び第 194 条第 2 項）。憲法には、「国際法の強行規範」の具体的な内容は書かれていないが、学説では、拷問の禁止、ジェノサイドの禁止、奴隷の禁止、人種・宗教等の理由により迫害されている国への難民の追放の禁止等が挙げられている<sup>76</sup>。

その他、実質的な憲法改正の限界があるのかどうかについては、学説の中で定説はない。限界は存在しないという説と存在するという説とが対立しており、存在するとする説においても、何を以て限界とするかで見解が分かれる。ある論者によれば、憲法の基本的価値、例えば、基本権、政治的権利、憲法改正においてその承認を必要とする主体（連邦議会、国民及び州）、連邦制、権力分立、民主主義、法治国家、多言語主義、社会国家、国家の存立、国際法上の義務が改正の限界であるという。また、別の論者によれば、「法秩序の倫理的な最低基準」、すなわち、人権、民主制原則、恣意の禁止が改正の限界であるという。<sup>77</sup>

## IV 結語 一最近の憲法的課題

### 1 政府改革

スイス政府の構造は、1848 年憲法以来、基本的に変更されていない。しかし、現代社会における行政の役割の増大に伴い、政府の機能の強化の必要性が認識されるようになっている。1993 年には、連邦参事会が政府・行政改革案を作成し、国務次官を新たに設置することが提案されたが、スイスには未知の制度であることもあり、1996 年の国民投票により否決される結果となった。

その後も改革の試みは継続し、2001 年に、連邦参事会は、特に議会関係や対外関係において連邦参事会の構成員を補佐する「代理大臣 (Delegierter Minister/minister délégué/ministro delegato)」を導入する「重環型政府 (Zwei-Kreise-Regierung/Gouvernement à deux cercles/Governo a due cerchi)」という構想を提案した。しかし、全州議会がこれを拒否し、その代替案として連邦参事会の構成員の増員と連邦大統領の権限強化を提案した。これに対して、国民議会は、連邦参事会と全州議会の提案を双方とも承認せず、改革の試みは中断された。<sup>78</sup>

<sup>74</sup> Rhinow und Schefer, *op.cit.*(1), p.421.

<sup>75</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.409.

<sup>76</sup> *ibid.*, p.517.

<sup>77</sup> Ehrenzeller et al., (Hrsg.), *op.cit.*(64), pp.2853-2855; Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.10.

<sup>78</sup> Häfelin et al., *op.cit.*(1), p.486; Rhinow und Schefer, *op.cit.*(1), pp.494-495.

## 2 国民投票制度改革

前述のとおり、スイスにおいては、憲法改正について国民発案を行うことはできるが、法律の制定・改正に関しては、連邦レベルで国民発案を行うことはできない。したがって、スイスでは、本来法律レベルで行うべき改革を憲法改正という形式で国民発案により提案するケースがしばしば見られた。その結果、旧憲法は規範のレベルにおいて一貫性を喪失し、そのことが新憲法の制定を促す一因となったという事情がある。現憲法においても、法律の国民発案は認められていないため、同様の事態が生じる可能性がある。こうした事態を回避することを目的として、2001年、連邦議会は、法律に関しても一般的な提案の形式での国民発案を認めることにする憲法改正案を国民投票に付託することを決定した。

その改正案の概要は以下のとおりである。①10万人の有権者の署名により、一般的な提案の形式で、憲法又は法律の規定の改正又は廃止を要求することができる。②連邦議会は、それを受け入れる場合は、対応する憲法又は法律の改正案を作成する。国民発案の目的には賛成するが、目的達成の手段・方法に賛成しない場合には、連邦議会は対案を作成することもできる。連邦議会が拒否する場合は、改正の是非を国民投票に付託する。この国民投票で改正が承認されたときは、連邦議会は対応する憲法又は法律の改正案を作成する。③連邦裁判所は、連邦議会が国民発案の内容及び目的を尊重していないと主張する訴えについて判決を下す。

この憲法改正案は、2003年2月9日の国民投票にかけられ、国民の70.4パーセントの賛成、かつ、全州の賛成で承認された。しかし、法律に関する一般的国民発案の導入を具体化する作業に入ると、この制度の導入は、複雑であり、時間がかかるという現実に直面することになった。2006年には、連邦参事会が報告書を作成し、法律に関する一般的国民発案の制度が複雑となる原因を以下のとおり指摘した。①国民発案の具体化又は拒否について両議院の意見が一致しなければならないこと、②対案を作成する場合は、国民発案に基づく法律案と対案との2つ案を作らなければならないこと、③憲法と法律の発案がセットになっている場合は、国民投票において承認されるために必要とされる過半数が異なること（憲法の場合は、国民と州の過半数、法律の場合は、国民の過半数のみ）、④連邦裁判所による審査手続を設けなければならないこと<sup>79</sup>。

この報告書は、まず国民議会の常任委員会で、政治的権利に関する事項を所掌する国政委員会 (Staatspolitische Kommissionen/Commissions des institutions politiques/Commissioni delle istituzioni politiche) において審議され、国政委員会は、法律に関する一般的国民発案制度は実用的でないとの結論に達し、国民議会に一般的国民発案制度導入のための審議を行うべきではないとの提案を行った。国民議会はこの提案に従い、全州議会もまた国民議会と同様の決定を下した<sup>80</sup>。

<sup>79</sup> Botschaft über die Einführung der allgemeinen Volksinitiative und über weitere Änderungen der Bundesgesetzgebung über die politischen Rechte, *Bundesblatt*, 2006 5267.

<sup>80</sup> 関根照彦「現代スイスにおける国民の権利—連邦憲法における幻のイニシアティブ制度」踊共二・岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂, 2011, p.270.

その結果として、法律に関する一般的国民発案の制度の導入を断念することを目的とする憲法改正、すなわち、従来どおり、一般的国民発案を憲法改正に限定する憲法改正案がまとめられ、2009年9月27日に国民投票に付託された。この憲法改正案は、国民の67.9パーセントの賛成、全州の賛成により承認された。こうして、一度は国民投票によって導入が決定された法律に関する一般的国民発案の制度が10年もたたずに、否決されるというスイス憲政史において異例の事態が生じたのであった。

### 3 違憲審査制

前述のとおり、スイスの裁判所には、連邦法律の合憲性を審査する権限がない。これに対し、憲法改革を検討したフルグラー専門家委員会（1974年設置）は、個人の権利保障と規範秩序の強化、権力分立原理の精練のため、連邦裁判所に連邦法律の違憲審査権を付与することを提案した<sup>81</sup>。

1996年の連邦参事会の報告書においても、連邦裁判所は、連邦国家、民主主義及び法治国家の基礎の擁護者であり、立憲主義に基づく国家の多くは、裁判所による憲法裁判権の存在を認めていること、現在は連邦に多くの権限が委ねられており、連邦法律による国民の権利侵害の可能性が高まっている状況にあるといった点等を踏まえ、司法審査積極論が展開された<sup>82</sup>。これに対し、憲法裁判の導入により「裁判官国家」化する懸念があるという反論がなされている。また、連邦裁判所は、①その判決において、憲法は裁判所による連邦法律の適用を要請しているが、裁判所による合憲性の審査の禁止を命じているわけではないという立場を述べていること、②連邦法律に対して合憲解釈的手法をとっていること、③連邦法律に類似する州法律の違憲審査を行っていることから、既に連邦法律についても憲法裁判所的機能を行使しているという実態もある。<sup>83</sup>

1996年の連邦参事会の報告書に基づき、連邦裁判所に連邦法律の違憲審査権を付与する憲法改正案が提出され、1999年には全州議会がこれを可決したが、直接民主制と国民民主権の原理に反するとみなす見解の強かった国民議会の承認を得ることができず、憲法裁判制度の拡充は現在に至るまで実現していない。

---

<sup>81</sup> 石橋一紀「スイス「司法改革」の行方」森田安一編『岐路に立つスイス』刀水書房, 2001, p.270.

<sup>82</sup> Message relatif à une nouvelle constitution fédérale, *Feuille fédérale*, no.1, vol.1, 1997.1.14, pp.513-517.

<sup>83</sup> 石橋 前掲注(81), pp.280-282.



## スイス憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、スイス連邦官庁ホームページに掲載されている 2012 年 3 月 11 日時点でのドイツ語、フランス語及びイタリア語による憲法正文に基づいて行った。

各言語のアドレスは、下記のとおりである。

ドイツ語 < <http://www.admin.ch/ch/d/sr/1/101.de.pdf> >

フランス語 < <http://www.admin.ch/ch/f/rs/1/101.fr.pdf> >

イタリア語 < <http://www.admin.ch/ch/i/rs/1/101.it.pdf> >

翻訳は基本的にドイツ語版をベースとして行ったが、3つの憲法正文は異なる言語で書かれているため、各言語間で表現にかなりの程度差異が見られる場合もあった。そうした場合には、原則として、3つの言語のうち、多数（すなわち、2つの言語）で採用されている表現に基づき、翻訳を行ったが、日本語としての読みやすさを考慮し、この原則から逸脱した場合もある。

注記は、全て訳者によるものである。

## スイス連邦憲法

Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft

Constitution fédérale de la Confédération Suisse

Costituzione federale della Confederazione Svizzera

### 前文

全能の神の名において！

スイス国民及び州は、

被造物に対する責任を自覚し、

世界に対する連帯及び開放の精神において、自由及び民主主義並びに独立及び平和を強化するために同盟を刷新することを決意し、

相互に配慮し、尊重しつつ統一の中の多様性の下に生きる意思を有し、

共同の成果及び将来世代に対する責任を自覚し、

自由を行使する者のみが自由であるということ及び国民の強さは弱者の幸福によって測られるということを確認し、

次のとおり、憲法を制定する。

### 第1編 総則

#### 第1条 スイス連邦

スイス国民並びにチューリヒ、ベルン、ルツェルン、ウーリ、シュヴィーツ、オブヴァルデン及びニトヴァルデン、グラールス、ツーク、フリブール、ソロトゥルン、バーゼル・シュタット及びバーゼル・ラントシャフト、シャフハウゼン、アッペンツェル・アウサーローデン及びアッペンツェル・インナーローデン、ザンクト・ガレン、グラウビュンデン、アールガウ、トゥールガウ、ティチーノ、ヴォー、ヴァレ、ヌーシャテル、ジュネーヴ並びにジュラの各州は、スイス連邦を形成する。

#### 第2条 目的

- 1 スイス連邦は、国民の自由及び権利を保護し、並びに国の独立及び安全を保持する。
- 2 スイス連邦は、国の共同の福祉、持続可能な発展、内的結束及び文化的多様性を促進する。
- 3 スイス連邦は、最大限の機会の均等を市民に保障するよう配慮する。
- 4 スイス連邦は、自然的な生活基盤の永続的な維持及び平和で公正な国際秩序のために尽力する。

#### 第3条 州

州は、連邦憲法によって主権が制限されていない限りにおいて主権を有し、連邦に委ね

られていない全ての権限を行使する。

#### 第4条 国語

国語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語及びレート・ロマンシュ語である。

#### 第5条 法治国家の行為の原則

- 1 国の行為の基礎及び制限は、法である。
- 2 国の行為は、公共の利益に適合し、目的に見合ったものでなければならない。
- 3 国の機関及び私人は、信義に従って行動する。
- 4 連邦及び州は、国際法を尊重する。

#### 第5a条 補完性

国の任務の割当て及び遂行に際しては、補完性の原則を尊重しなければならない。

#### 第6条 個人的及び社会的責任

全ての人は、自己に対し責任を負うとともに、その能力に応じて国及び社会における任務の遂行に寄与する。

## 第2編 基本権、市民権及び社会目標

### 第1章 基本権

#### 第7条 人間の尊厳

人間の尊厳は、尊重され、保護されなければならない。

#### 第8条 法の前での平等

- 1 全ての人は、法律の前に平等である。
- 2 何人も、特に、出生、人種、性別、年齢、言語、社会的地位、生活様式、宗教的、世界観的若しくは政治的信条又は身体的、知的若しくは精神的な障害を理由に差別されてはならない。
- 3 男性及び女性は、同権である。法律は、その法的平等及び事実上の平等、特に家族、教育及び労働における平等に配慮する。男性及び女性は、同一の価値を有する労働に対して同一の賃金を要求する権利を有する。
- 4 法律は、障害者に対する不利な条件を除去するための措置を定める。

#### 第9条 恣意からの保護及び信義の遵守

全ての人は、国の機関によって恣意的に取り扱われず、信義に従って取り扱われるように要求する権利を有する。

#### 第10条 生命及び個人的自由に対する権利

- 1 全ての人は、生命に対する権利を有する。死刑は、禁止される。
- 2 全ての人は、個人的自由の権利、特に身体的及び精神的な不可侵性並びに移動の自由に対する権利を有する。
- 3 拷問及び他の全ての残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰は、禁止される。

**第11条** 子ども及び青年の保護

- 1 子ども及び青年は、その不可侵性に対する特別の保護及び発育への支援を要求する権利を有する。
- 2 子ども及び青年は、その判断能力の範囲内でその権利を行使する。

**第12条** 困窮状態において援助を受ける権利

困窮状態にあり、かつ、生計を維持することができない者は、援助及び扶助並びに人間の尊厳に値する生活にとって不可欠な手段を要求する権利を有する。

**第13条** 私的領域の保護

- 1 全ての人々は、私生活及び家族生活、住居並びに信書、郵便及び電気通信の交換の尊重を要求する権利を有する。
- 2 全ての人々は、個人情報の不正使用からの保護を要求する権利を有する。

**第14条** 婚姻及び家族に対する権利

婚姻及び家族に対する権利は、保障される。

**第15条** 信仰及び良心の自由

- 1 信仰及び良心の自由は、保障される。
- 2 全ての人々は、宗教及び世界観的信条を自由に選択し、並びに単独で又は他の者と共同して表明する権利を有する。
- 3 全ての人々は、宗教団体に加入し、又は所属し、及び宗教教育を受ける権利を有する。
- 4 何人も、宗教団体に加入し、若しくは所属し、宗教行為を行い、又は宗教教育を受けることを強制されてはならない。

**第16条** 意見及び情報の自由

- 1 意見及び情報の自由は、保障される。
- 2 全ての人々は、その意見を自由に形成し、及びそれを妨げられることなく表明し、広める権利を有する。
- 3 全ての人々は、情報を自由に受け取り、一般にアクセス可能な情報源から入手し、及び広める権利を有する。

**第17条** メディアの自由

- 1 出版、ラジオ放送及びテレビ放送の自由並びに公共の電気通信技術を用いた制作物及び情報の伝達のその他の形態の自由は、保障される。
- 2 検閲は、禁止される。
- 3 編集の秘密は、保障される。

**第18条** 言語の自由

言語の自由は、保障される。

**第19条** 基礎学校教育に対する権利

十分かつ無償の基礎学校教育を要求する権利は、保障される。

**第20条** 学問の自由

学問の教授及び研究の自由は、保障される。

**第21条** 芸術の自由

芸術の自由は、保障される。

**第22条 集会の自由**

- 1 集会の自由は、保障される。
- 2 全ての人は、集会を組織し、集会に参加し、又は集会に参加しない権利を有する。

**第23条 結社の自由**

- 1 結社の自由は、保障される。
- 2 全ての人は、団体を設立し、団体に加入し、又は所属し、及び団体の活動に参加する権利を有する。
- 3 何人も、団体に加入し、又は所属することを強制されてはならない。

**第24条 居住の自由**

- 1 スイス人は、国のいかなる場所においても居住する権利を有する。
- 2 スイス人は、スイスから出国し、又はスイスに入国する権利を有する。

**第25条 国外追放、身柄引渡し及び送還からの保護**

- 1 スイス人は、スイスから国外追放されてはならず、スイス人は、本人の同意があった場合にのみ、外国の当局に引き渡される。
- 2 難民は、迫害を受けている国に送還され、又は引き渡されてはならない。
- 3 何人も、拷問又はその他の残虐かつ非人道的な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれのある国に送還されてはならない。

**第26条 所有権の保障**

- 1 所有権は、保障される。
- 2 公用収用又は公用収用と同等な所有権の制限に対しては、完全な補償が行われる。

**第27条 経済的自由**

- 1 経済的自由は、保障される。
- 2 経済的自由は、特に職業の自由な選択並びに私的経済の営利活動への自由な参入及び当該活動の自由な実施を含む。

**第28条 団結の自由**

- 1 被用者、使用者及びこれらの組織は、自らの利益を擁護するため団結し、団体を設立し、及び当該団体に加入し、又は加入しない権利を有する。
- 2 紛争は、できる限り、交渉又は仲介により解決しなければならない。
- 3 ストライキ及びロックアウトは、労働関係に関するものであり、かつ、労働の平和を守る義務又は調停手続をとる義務に反しない場合には、許される。
- 4 法律は、一定の職種に属する者についてストライキを禁止することができる。

**第29条 一般的な手続の保障**

- 1 全ての人は、裁判手続及び行政手続において、平等かつ公正な取扱い及び妥当な期間内に判断を要求する権利を有する。
- 2 当事者は、聴聞を要求する権利を有する。
- 3 必要な資力がない全ての者は、訴えに勝訴の見込みがないと認められる場合を除き、無償の裁判を要求する権利を有する。自らの権利の保護のために必要とされる場合には、

更に弁護人による無償の援助を要求する権利を有する。

**第29a条 法的手段の保障**

全ての人は、法的紛争に際して、裁判機関による判断を要求する権利を有する。連邦及び州は、法律により、例外的な場合には司法判断を排除することができる。

**第30条 裁判手続**

1 裁判手続で審理されるべき事案を有する全ての者は、法律により設置され、権限を有する独立かつ公平な裁判所による裁判を要求する権利を有する。例外裁判所は、禁止される。

2 民事訴訟を提起された全ての者は、居住地の裁判所による裁判を受けることを要求する権利を有する。法律は、別の裁判籍を定めることができる。

3 審理及び判決の言渡しは、公開である。法律は、例外を定めることができる。

**第31条 自由の剝奪**

1 何人も、法律自体に規定された場合において、かつ、法律の定める方法によらなければ、その自由を剝奪されない。

2 自由を剝奪された全ての者は、遅滞なく、自らが理解できる言語で、自由の剝奪の根拠及び自らの権利についての説明を要求する権利を有する。その者に対しては、その権利を行使する機会を与えなければならない。その者は、特に近親者に通知させる権利を有する。

3 未決勾留中の全ての者は、遅滞なく裁判官に引き渡されることを要求する権利を有し、裁判官は、その者の勾留の継続又は釈放について決定する。未決勾留中の全ての者は、妥当な期間内の決定を要求する権利を有する。

4 裁判所の命令によらずに自由を剝奪された全ての者は、いつでも裁判所の判断を求める権利を有する。裁判所は、できる限り速やかに自由の剝奪の適法性について決定する。

**第32条 刑事手続**

1 全ての人は、法的拘束力を有する有罪判決を下されるまでは、無罪の推定を受ける。

2 起訴された全ての者は、できる限り速やかに、かつ、包括的に、起訴事実について説明を受けることを要求する権利を有する。その者に対しては、自らが有する防御権を行使する機会を与えなければならない。

3 有罪の判決を下された全ての者は、上級の裁判所による判決の審査を求める権利を有する。連邦裁判所が唯一の審級として判決する事案は、例外とする。

**第33条 請願権**

1 全ての人は、官庁に対して請願を行う権利を有し、請願によって不利益を被ってはならない。

2 官庁は、請願を受理しなければならない。

**第34条 政治的権利**

1 政治的権利は、保障される。

2 政治的権利の保障は、自由な意思形成及び投票による正確な意思の表明を保護する。

**第35条 基本権の実現**

- 1 基本権は、法秩序全体において実現されなければならない。
- 2 国の任務を遂行する者は、基本権に拘束されるとともに、基本権の実現のために寄与する義務を負う。
- 3 官庁は、私人間においても基本権が実現されることがふさわしい範囲内において、その実現に配慮する。

#### 第36条 基本権の制限

- 1 基本権の制限には、法律の根拠を必要とする。重大な制限については、法律自身で定めなければならない。重大かつ急迫の危険であって、他の方法では回避することができないもの場合は、例外とする。
- 2 基本権の制限は、公共の利益又は第三者の基本権の保護により正当化されなければならない。
- 3 基本権の制限は、目的との均衡を図らなければならない。
- 4 基本権の本質は、不可侵である。

## 第2章 市民権及び政治的権利

#### 第37条 市民権

- 1 スイス市民とは、市町村の市民権及び州の市民権を有する者をいう。
- 2 何人も、その市民権を理由に優遇され、又は不利な取扱いを受けてはならない。州法に別段の定めがある場合を除き、市民共同体及び同業組合における政治的権利並びにこれらの財産への関与に関する規定は、例外とする。

#### 第38条 市民権の取得及び喪失

- 1 連邦は、血統、婚姻及び養子縁組による市民権の取得及び喪失について規律する。さらに、連邦は、スイス市民権のその他の理由による喪失及びスイス市民権の再取得について規律する。
- 2 連邦は、州による外国人の帰化承認について最小限の規定を定め、及び帰化の許可を与える。
- 3 連邦は、無国籍の子どもの帰化を容易にする。

#### 第39条 政治的権利の行使

- 1 連邦は連邦事項に関し、州は州及び市町村の事項に関し、政治的権利の行使についてそれぞれ規律する。
- 2 政治的権利は、居住地において行使される。連邦及び州は、例外を定めることができる。
- 3 何人も、1を超える州において政治的権利を行使することができない。
- 4 州は、転入者が居住から最長で3か月の待機期間の後に、州及び市町村の事項に関して投票権を行使することができる旨を定めることができる。

#### 第40条 在外スイス人

- 1 連邦は、在外スイス人相互間及び在外スイス人とスイスの関係強化を促進する。連邦

は、この目的を追求する組織を支援することができる。

2 連邦は、在外スイス人の権利及び義務、特に、連邦に関する政治的権利の行使、兵役又は代替役務に従事する義務、困窮者への援助及び社会保険について法令を制定する。

### 第3章 社会目標

#### 第41条

1 連邦及び州は、個人の責任及び私的な発意を補完し、次の各号に掲げる目標のために尽力する。

- a. 全ての人々が社会保障の恩恵を受けること。
- b. 全ての人々がその健康に必要な医療を受けること。
- c. 成人及び子どもの共同体としての家族が保護され、及び支援されること。
- d. 就業可能な人が、適切な条件の下での労働を通じて生計を立てることができること。
- e. 住居を求める全ての人々が、自ら及びその家族のために適切な住居を負担可能な条件で入手することができること。
- f. 子ども及び青年並びに就労可能な年齢にある人が、その能力に応じ、初期教育及び継続教育を受けることができること。
- g. 子ども及び青年が、その発育において自立的で社会的責任を有する人間になるように促され、その社会的、文化的及び政治的な統合において支援を受けること。

2 連邦及び州は、全ての人々が、老齡、障害、疾病、災害、失業、母となること、孤児となること及び配偶者の死亡から生ずる経済的な影響から保護されるように尽力する。

3 連邦及び州は、その憲法上の権限及び利用可能な手段の範囲内で社会目標の実現に努める。

4 社会目標から、国の給付を要求する直接的な権利を導き出すことはできない。

### 第3編 連邦、州及び市町村

#### 第1章 連邦と州との関係

##### 第1節 連邦及び州の任務

#### 第42条 連邦の任務

1 連邦は、連邦憲法が割り当てる任務を遂行する。

2 (削除)

#### 第43条 州の任務

州は、その権限の範囲内において遂行すべき任務を決定する。



**第43a条** 国の任務の割当て及び遂行の原則

- 1 連邦は、州の能力を超える任務又は連邦による統一的な規制を必要とする任務のみを引き受ける。
- 2 国による給付を利用する州及び自治体は、その費用を負担する。
- 3 国による給付の費用を負担する州及び自治体は、当該給付について決定することができる。
- 4 基本的な給付は、全ての人に対し、比較可能な方法により、利用可能としなければならない。
- 5 国の任務は、合理的に、かつ、必要に対して適合的に遂行されなければならない。

**第2節 連邦及び州の協力**

**第44条** 原則

- 1 連邦及び州は、その任務の遂行において相互に支援し、協働する。
- 2 連邦及び州は、相互に、尊重し、援助しなければならない。連邦及び州は、相互に行政共助及び司法共助を行う。
- 3 州間の紛争又は州と連邦の間の紛争は、できる限り交渉及び仲介により解決する。

**第45条** 連邦の意思形成への関与

- 1 州は、連邦憲法の定めるところにより、連邦の意思形成、特に立法に関与する。
- 2 連邦は、州に対し、適時に、かつ、包括的にその計画について報告し、州の利益に関わる場合には、その意見を聴取する。

**第46条** 連邦法の実施

- 1 州は、憲法及び法律の定めるところにより、連邦法を実施する。
- 2 連邦及び州は、連邦法の実施の際に、州が一定の目標を達成すること及びこの目的のために連邦が財政的に支援する計画を州が実施することについて、相互に協定することができる。
- 3 連邦は、州に対し、できる限り広範な活動の自由を認め、州の特殊性を考慮する。

**第47条** 州の自律性

- 1 連邦は、州の自律性を尊重する。
- 2 連邦は、州に対し、州独自の任務を十分に委ね、その組織の自律性を尊重する。連邦は、州に対し、財源を十分に委ね、州がその任務の遂行に必要な財政的資源を利用することができることに寄与する。

**第48条** 州間の協定

- 1 州は、相互に協定を締結し、共同の組織及び施設を設置することができる。州は、特に地域的な利益に関する任務を共同して遂行することができる。
- 2 連邦は、その権限の範囲内で関与することができる。
- 3 州間の協定は、連邦の法及び利益並びに他の州の法に反してはならない。州間の協定は、連邦に通知しなければならない。

4 州は、州間の機関に対し、州間の協定を実施する法規範を含む規則の制定を、次の各号に掲げる州間の協定により授権することができる。

- a. 法律制定に適用される手続と同一の手続により承認される州間の協定
- b. 当該規則の内容の大綱を定める州間の協定

5 州は、州間の法を尊重する。

#### 第48a条 一般的拘束力の宣言及び参加義務

1 関係する州の要求に基づき、連邦は、次の各号に掲げる任務の分野において、州間の協定が一般的拘束力を有すると宣言し、又は州に対し州間の協定への参加を義務付けることができる。

- a. 刑及び措置の執行
- b. 第62条第4項に規定する分野に関する学校制度
- c. 州の大学
- d. 地域の枠を越えた重要性を有する文化施設
- e. 廃棄物の管理
- f. 下水処理
- g. 都市圏内の交通
- h. 先端医学及び専門病院
- i. 障害者の統合<sup>1</sup>及び扶助のための施設

2 一般的拘束力の宣言は、連邦決議の形式で行われる。

3 法律は、一般的拘束力の宣言及び参加義務の要件について定め、その手続を規律する。

#### 第49条 連邦法の優位及び遵守

1 連邦法は、抵触する州法に優位する。

2 連邦は、州による連邦法の遵守を監視する。

### 第3節 市町村

#### 第50条

1 市町村の自治は、州法の定める範囲において、保障される。

2 連邦は、その活動に際し、市町村に及ぼし得る影響を考慮する。

3 前項の場合において、連邦は、都市及び都市圏並びに山岳地域の特殊な状況を考慮する。

---

<sup>1</sup> 障害者の統合の促進については、第112b条に規定がある。統合 (Eingliederung/intégration/integrazione) とは、広義では、職業的及び医学的な統合、特殊教育又は社会的な統合を含む概念であるという。Bernhard Ehrenzeller, *Die schweizerische Bundesverfassung : Kommentar*, 2.Aufl., Zürich : Dike Verlag, 2008, p.1767.

## 第4節 連邦保障

### 第51条 州憲法

- 1 全ての州は、民主的な憲法を有する。州憲法には、州民の同意が必要とされ、有権者の過半数が要求する場合には、これを改正することができなければならない。
- 2 州憲法には、連邦の保障が必要とされる。連邦は、州憲法が連邦法に反しない場合には、保障を与える。

### 第52条 憲法秩序

- 1 連邦は、州の憲法秩序を保護する。
- 2 州における秩序が乱され、又は脅かされ、かつ、当該州が自力で又は他の州の助力によっても秩序を保護することができない場合には、連邦は、介入する。

### 第53条 州の存立及び領域

- 1 連邦は、州の存立及び領域を保護する。
- 2 州の数又は地位の変更には、関係する住民及び関係する州の同意並びに国民及び州の同意が必要とされる。
- 3 州間の領域の変更には、関係する住民及び関係する州の同意並びに連邦決議の形式による連邦議会の承認が必要とされる。
- 4 境界の修正については、関係する州の間の協定により行うことができる。

## 第2章 権限

### 第1節 対外関係

#### 第54条 外交

- 1 外交は、連邦の権限事項である。
- 2 連邦は、スイスの独立の保護及びその繁栄に尽力する。連邦は、特に、世界における困窮者の困難を緩和すること及び貧困の克服、人権の尊重及び民主主義の促進、諸国民の平和的な共存並びに自然的な生活基盤の維持に寄与する。
- 3 連邦は、州の権限を考慮し、及び州の利益を保護する。

#### 第55条 外交政策の決定に対する州の関与

- 1 州は、その権限又は本質的な利益に関係する外交政策の決定の準備に関与する。
- 2 連邦は、適時に、かつ、包括的に州に通知し、その意見を聴取する。
- 3 州の権限に関係するものである場合には、州の意見表明には、特別な重要性が与えられる。この場合には、州は、適切な方法により国際的な交渉に関与する。

#### 第56条 州と外国の関係

- 1 州は、その権限分野において外国と条約を締結することができる。
- 2 当該条約は、連邦の法及び利益並びに他の州の法に反してはならない。州は、条約の締結前に連邦に通知しなければならない。

3 州は、外国の下級官庁と直接交渉することができる。その他の場合には、州による外国との交渉は、連邦を介して行う。

## 第2節 安全、国防、民間防衛

### 第57条 安全

- 1 連邦及び州は、その権限の範囲内において国の安全及び住民の保護に配慮する。
- 2 連邦及び州は、国内的安全の分野において、その取組を調整する。

### 第58条 軍隊

- 1 スイスは、軍隊を有する。軍隊は、基本的に民兵制の原則に従って組織される。
- 2 軍隊は、戦争の防止及び平和の維持に寄与する。軍隊は、国及び住民を防衛する。軍隊は、国内的安全への重大な脅威及びその他の非常事態に対処する際に、非軍事官庁を援助する。法律は、その他の任務について定めることができる。
- 3 軍隊の出動は、連邦の権限事項である。

### 第59条 兵役及び代替役務

- 1 全てのスイス人男性は、兵役に従事する義務を負う。法律は、非軍事の代替役務について定める。
- 2 スイス人女性については、兵役は、任意である。
- 3 兵役にも代替役務にも従事しないスイス人男性には、負担金が課される。当該負担金は、連邦によって課され、州によって査定され、徴収される。
- 4 連邦は、所得の損失に対する適正な補償について法令を制定する。
- 5 兵役又は代替役務への従事の際に健康被害を被った者又は生命を失った者は、自ら又は親族に対する連邦の適正な扶助を要求する権利を有する。

### 第60条 軍隊の組織、教練及び装備

- 1 軍事に関する立法並びに軍隊の組織、教練及び装備は、連邦の権限事項である。
- 2 (削除)
- 3 連邦は、州の軍事施設を適正な補償の下に取得することができる。

### 第61条 民間防衛

- 1 武力紛争の影響からの人及び財産の非軍事的な保護についての立法は、連邦の権限事項である。
- 2 連邦は、大災害及び緊急事態における民間防衛の出動について法令を制定する。
- 3 連邦は、男性について民間防衛役務が義務的である旨を宣言することができる。女性については、当該役務は、任意である。
- 4 連邦は、所得の損失に対する適正な補償について法令を制定する。
- 5 民間防衛役務への従事の際に健康被害を被った者又は生命を失った者は、自ら又は親族に対する連邦の適正な扶助を要求する権利を有する。

## 第3節 教育、研究及び文化

**第61a条 教育圏スイス**

- 1 連邦及び州は、その権限の範囲内において、教育圏スイスの高い質及び透過性<sup>2</sup>に共同して配慮する。
- 2 連邦及び州は、その取組を調整し、並びに共同の機関及びその他の措置により、その協働を保障する。
- 3 連邦及び州は、その任務の遂行に際して、一般教育課程及び職業教育課程が同等の社会的評価を受けるように尽力する。

**第62条 学校制度**

- 1 学校制度は、州の管轄に属する。
- 2 州は、全ての子どもに開かれた十分な基礎学校教育について配慮する。基礎学校教育は、義務的であり、国の指導又は監督の下に置かれる。公立学校における基礎学校教育は、無償である。
- 3 州は、最長20歳に達するまで、障害を有する全ての子ども及び青年の十分な特別教育に配慮する。
- 4 就学年齢及び就学義務、教育段階の期間及び目標、他の段階への進学並びに修了の認定の分野における学校制度の調和が、協調の過程において実現しなかった場合には、連邦は、必要な法令を制定する。
- 5 連邦は、学年の開始を規律する。
- 6 州の管轄に関する連邦の立法の準備に際しては、州の関与に特別な重要性を与える。

**第63条 職業教育**

- 1 連邦は、職業教育について法令を制定する。
- 2 連邦は、職業教育の分野における多様性及び透過性を促進する。

**第63a条 大学**

- 1 連邦は、連邦工科大学を運営する。連邦は、他の大学及びその他の高等教育機関を設置し、取得し、又は運営することができる。
- 2 連邦は、州の大学を支援し、及び連邦が認定するその他の高等教育機関に対し、支出を行うことができる。
- 3 連邦及び州は、スイスの大学制度における協調及び質の確保の保障に共同して配慮する。その際、連邦及び州は、大学の自治及びその様々な経営主体を考慮し、同等の任務を有する機関の平等な取扱いに留意する。
- 4 連邦及び州は、その任務の遂行のため、協定を締結し、一定の権限を共同の機関に委任する。法律は、当該機関に委任できる権限を規律し、及び協調の組織及び手続の原則について定める。

<sup>2</sup> 原語は、Durchlässigkeit/perméabilité/permeabilità。単位の互換性を持たせるなどの措置により、州内若しくは州間で、又は国際的に教育機関間の移動が容易になっている状態を指している。*Parlamentarische Initiative Bildungsrahmenartikel in der Bundesverfassung : Bericht der Kommission für Wissenschaft, Bildung und Kultur des Nationalrats* (Bundesblatt 97.419), 2005.6.23, p.5519. <<http://www.admin.ch/ch/d/ff/2005/5479.pdf>>

5 連邦及び州が協調の過程で共同の目標に達しなかった場合には、連邦が教育段階及びその進学、継続教育並びに機関及び学位の認定について法令を制定する。さらに、連邦は、大学への支援を資金提供の統一的な原則に係らしめることができ、また、特に費用を要する分野においては、大学間の任務の分担を支援の前提とすることができる。

#### 第64条 研究

- 1 連邦は、学術研究及び技術革新を振興する。
- 2 連邦は、特に質の確保及び調整が保障されることをその支援の前提とすることができる。
- 3 連邦は、研究施設を設置し、取得し、又は運営することができる。

#### 第64a条 継続教育

- 1 連邦は、継続教育の原則を定める。
- 2 連邦は、継続教育を振興することができる。
- 3 法律は、その分野及び基準について定める。

#### 第65条 統計

- 1 連邦は、スイスにおける人口、経済、社会、教育、研究、国土及び環境の状態及び発展に関する必要な統計データを収集する。
- 2 連邦は、収集に係る負担をできる限り軽減させるため、公的な記録の調和及び管理について法令を制定することができる。

#### 第66条 教育助成

- 1 連邦は、大学及びその他の高等教育機関の学生への教育助成に関する州の支出について、州を補助することができる。連邦は、教育助成の州間の調和を促進し、及び教育助成の付与に関する原則を定めることができる。
- 2 さらに、連邦は、州の措置を補完し、かつ、学校の分野における州の自治を尊重した上で、教育を振興するための独自の措置を講ずることができる。

#### 第67条 子ども及び青年の育成

- 1 連邦及び州は、その任務の遂行に際し、子ども及び青年の育成及び保護の特別な必要性を考慮する。
- 2 連邦は、州の措置を補完して、子ども及び青年の学校外の活動を支援することができる。

#### 第68条 スポーツ

- 1 連邦は、スポーツ、特にスポーツ教育を振興する。
- 2 連邦は、スポーツ学校を運営する。
- 3 連邦は、青年のためのスポーツについて法令を制定し、及び学校におけるスポーツの授業が義務的である旨を宣言することができる。

#### 第69条 文化

- 1 文化の分野は、州の管轄に属する。
- 2 連邦は、全国的な利益を有する文化活動を支援し、並びに特に教育の分野において芸術的及び音楽的な表現活動を振興することができる。

3 連邦は、その任務の遂行に際し、国の文化的及び言語的な多様性を考慮する。

#### 第70条 言語

1 連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語及びイタリア語である。レート・ロマンシュ語の使用者との関係においては、レート・ロマンシュ語も公用語である。

2 州は、その公用語を定める。言語共同体間の協調を保つため、州は、地域の伝統的な言語構成に留意し、及び土着の言語的少数派を考慮する。

3 連邦及び州は、言語共同体間の理解及び交流を促進する。

4 連邦は、多言語の州の特別な任務の遂行に際し、当該州を支援する。

5 連邦は、レート・ロマンシュ語及びイタリア語の保護及び振興のため、グラウビュンデン州及びティチーノ州の措置を支援する。

#### 第71条 映画

1 連邦は、スイスの映画制作及び映画文化を振興することができる。

2 連邦は、多様で質の高い映画作品の供給の奨励のための法令を制定することができる。

#### 第72条 教会と国家

1 教会と国家の関係の規律は、州の管轄に属する。

2 連邦及び州は、その権限の範囲内において、異なる宗教的共同体の構成員の間の公共の平穏を維持するための措置を講ずることができる。

3 ミナレット<sup>3</sup>の建設は、禁止される。

### 第4節 環境及び国土計画

#### 第73条 持続可能な発展

連邦及び州は、自然、特にその再生能力と人による利用との間の持続可能な均衡の確立に努める。

#### 第74条 環境保護

1 連邦は、有害又は不快な作用からの人及びその自然的環境の保護について法令を制定する。

2 連邦は、このような作用の回避について配慮する。回避及び除去の費用は、原因となった者が負担する。

3 法律で連邦に留保しない限り、州は、法令の執行の権限を有する。

#### 第75条 国土計画

1 連邦は、国土計画の原則を定める。国土計画は、州の責務であり、土地の適切かつ節度ある利用及び国土の合理的な居住に資する。

2 連邦は、州の取組を支援し、及び調整し、並びに州と協働する。

3 連邦及び州は、その任務の遂行に際し、国土計画の要求を考慮する。

<sup>3</sup> イスラム教のモスクに附属する高い塔のこと。

#### 第75a条 測量

- 1 国土の測量は、連邦の権限事項である。
- 2 連邦は、公的な測量について法令を制定する。
- 3 連邦は、土地に関する公的な情報の調和について法令を制定することができる。

#### 第75b条 別荘

- 1 1の市町村の全住居数及び居住のために使用される総床面積に対する別荘の割合は、最大で20パーセントに制限される。
- 2 法律は、市町村に対し、毎年、その主たる住居の割合計画及び当該計画の実施状況の詳細を公表することを義務付ける。

#### 第76条 水

- 1 連邦は、その権限の範囲内において、水資源の節度ある利用及び保護並びに水への有害な作用の防止について配慮する。
- 2 連邦は、水資源の保全及び開発、エネルギー生産及び冷却のための水の利用並びに水の循環へのその他の介入に関する原則を定める。
- 3 連邦は、水の保護、適切な残水量の維持、治水工事、ダム安全及び降水に影響を及ぼす方法について法令を制定する。
- 4 州は、水資源を自由に使用することができる。州は、連邦の立法の制限内において、水の利用に対し、使用料を課することができる。連邦は、その交通企業のために水を利用する権利を有し、それに対して使用料及び補償金を支払う。
- 5 国際的な水資源に対する権利及びその使用料については、関係する州の協力を得て、連邦が決定する。複数の州にわたる水資源に対する権利について、州が一致することができない場合には、連邦が決定する。
- 6 連邦は、その任務の遂行に際し、水源地の州の利益を考慮する。

#### 第77条 森林

- 1 連邦は、森林が保護的、経済的及び福祉的な機能を果たすことができるように配慮する。
- 2 連邦は、森林の保護に関する原則を定める。
- 3 連邦は、森林の維持のための措置を促進する。

#### 第78条 自然及び文化的な遺産の保護

- 1 自然及び文化的な遺産の保護は、州の管轄に属する。
- 2 連邦は、その任務の遂行に際し、自然及び文化的な遺産の保護の目標を考慮する。連邦は、景観、地域の特徴的な風景、史跡並びに自然的及び文化的な記念物を保護するとともに、公的な利益のために必要とされる場合には、それらを完全な形で保存する。
- 3 連邦は、自然及び文化的な遺産の保護の取組を支援し、並びに全国的な重要性を有する対象を契約又は収用により取得し、又は保護することができる。
- 4 連邦は、動植物界の保護及び自然の多様性におけるその生息空間の維持のための法令を制定する。連邦は、絶滅の危機に瀕している種を保護する。
- 5 特別な美しさ及び全国的な重要性を有する湿原及び湿原の景観は、保護される。そこ



においては、いかなる施設の建築も、土壌の改変も行ってはならない。湿原及び湿原の景観の保護又は従来からの農業利用に供される施設は、例外とする。

**第79条 漁ろう及び狩猟**

連邦は、特に魚類、野生の哺乳類及び鳥類の種の多様性の維持のために、漁ろう及び狩猟の実施に関する原則を定める。

**第80条 動物保護**

- 1 連邦は、動物の保護について法令を制定する。
- 2 連邦は、特に次の各号に掲げる事項を規律する。
  - a. 動物の保管及び飼育
  - b. 動物実験及び生体動物に対する侵害
  - c. 動物の利用
  - d. 動物及び動物を利用した製品の輸入
  - e. 動物の取引及び輸送
  - f. 動物のと殺
- 3 州は、法律で連邦に留保しない限り、法令の執行の権限を有する。

**第5節 公共事業及び交通**

**第81条 公共事業**

連邦は、国全体又は国の大部分の利益のため、公共事業を実施し、及び運営し、又はその実施を支援することができる。

**第82条 道路交通**

- 1 連邦は、道路交通について法令を制定する。
- 2 連邦は、全国的な重要性を有する道路を指揮監督するとともに、交通に開放しておくべき通行道路を決定することができる。
- 3 公道の利用は、無料である。連邦議会は、例外を承認することができる。

**第83条 国道**

- 1 連邦は、国道網の整備及び利用を確保する。
- 2 連邦は、国道を建設し、運営し、及び維持する。連邦は、その費用を負担する。連邦は、この任務の全部又は一部を、公的、私的又は混合形態の組織に委託することができる。
- 3 (削除)

**第84条 アルプス通過交通**

- 1 連邦は、アルプス地域を通過交通の負の影響から保護する。連邦は、通過交通による負担を、人、動物、植物及びそれらの生息空間に有害でない限度に制限する。
- 2 スイスを通過するアルプス越えの貨物輸送は、鉄道によって行われる。連邦参事会は、必要な措置を講ずる。例外は、必要不可欠な場合にのみ許される。その詳細は、法律で定めなければならない。

3 アルプス地域の通過道路の収容力を引き上げることはできない。町村の通過交通の負担を軽減するための迂回路は、この制限の例外とする。

#### 第85条 重量車両通行料

1 重量車両の通行が原因で他の給付又は負担金では補填することができない費用が社会一般に生ずる限りにおいて、連邦は、重量車両の通行に対し、性能又は燃料消費に比例した負担金を課することができる。

2 負担金の純収入は、道路交通に關係する費用の補填のために使用される。

3 負担金の純収入の一部は、州に配分される。配分金の算定の際には、負担金が山岳地域及び周縁地域に与える特別な影響を考慮しなければならない。

#### 第86条 エンジン用燃料消費税及びその他の通行料

1 連邦は、エンジン用燃料に対し、消費税を課することができる。

2 連邦は、重量車両通行料が課されない自動車及びトレーラーによる国道の利用に対し、負担金を課する。

3 連邦は、航空燃料を除くエンジン用燃料に対する消費税の純収入の半分及び国道通行料の純収入を、道路交通に關係する次の各号に掲げる任務及び費用に充てる。

- a. 国道の建設、維持及び運営
- b. 複合輸送及び自動車同伴輸送<sup>4</sup>を促進するための措置
- bの2. 都市及び都市圏における交通基盤を改善するための措置
- c. 幹線道路に係る費用の支出
- d. 自然災害に対する防護施設並びに道路交通の結果として必要となる環境保護及び景観保護の措置への支出
- e. 自動車交通に開放された道路のための州の費用に対する一般的支出
- f. 国道のない州への支出

3の2 連邦は、航空燃料に対する消費税の純収入の半分を航空交通に關係する次の各号に掲げる任務及び費用に充てる。

- a. 航空交通により必要となる環境保護措置への支出
- b. 航空交通に対する違法行為、特に、テロリストの襲撃及びハイジャックを防止するための安全措置（国の官庁の責務に属するものを除く。）への支出
- c. 航空交通における高度な技術的安全水準を促進するための措置への支出

4 道路交通及び航空交通に關係する任務及び費用のための資金が十分でない場合には、連邦は、該当するエンジン用燃料について、消費税の割増しを徴収する。

#### 第87条 鉄道及びその他の交通手段

鉄道交通、ロープウェイ、船舶航行、航空及び宇宙飛行に関する立法は、連邦の権限事項である。

#### 第88条 歩行者用道路及び遊歩道

1 連邦は、歩行者用道路網及び遊歩道網に関する原則を定める。

<sup>4</sup> 貨物を積んだ自動車を鉄道の貨車に搭載して輸送する方式で、一般には「ピギーバック輸送」と言われている。

2 連邦は、当該道路網の整備及び維持のための州の措置を支援し、及び調整することができる。

3 連邦は、その任務の遂行に際し、歩行者用道路網及び遊歩道網を考慮し、廃止すべき歩行者用道路及び遊歩道の代わりに設置する。

## 第6節 エネルギー及び通信

### 第89条 エネルギー政策

1 連邦及び州は、その権限の範囲内において、十分であり、多様であり、安全であり、経済的であり、かつ、環境に配慮したエネルギー供給及び節約的かつ合理的なエネルギー消費に尽力する。

2 連邦は、国産のエネルギー及び再生可能なエネルギーの利用並びに節約的かつ合理的なエネルギー消費に関する原則を定める。

3 連邦は、施設、乗物及び機器のエネルギー消費について法令を制定する。連邦は、特に省エネルギー及び再生可能なエネルギーの分野におけるエネルギー技術の発展を促進する。

4 建築物におけるエネルギー消費に関する措置は、第一に州の管轄に属する。

5 連邦は、そのエネルギー政策において州及び市町村並びに経済界の取組を考慮する。連邦は、各地域における状況及び経済的な耐性を考慮する。

### 第90条 核エネルギー

核エネルギーの分野における立法は、連邦の権限事項である。

### 第91条 エネルギーの輸送

1 連邦は、電気エネルギーの輸送及び配送について法令を制定する。

2 液体又は気体の燃料又はエンジン用燃料の輸送のための導管設備に関する立法は、連邦の権限事項である。

### 第92条 郵便及び電気通信

1 郵便及び電気通信は、連邦の権限事項である。

2 連邦は、全ての地域において、十分であり、かつ、妥当な価格の郵便及び電気通信の基礎的サービスが受けられるように配慮する。料金は、統一的な原則に従って設定される。

### 第93条 ラジオ及びテレビ

1 ラジオ及びテレビ並びに公共の電気通信技術を用いた制作物及び情報の伝達のその他の形態に関する立法は、連邦の権限事項である。

2 ラジオ及びテレビは、教育及び文化の発展、自由な意見の形成並びに娯楽に寄与する。ラジオ及びテレビは、国の特性及び州の必要を考慮する。ラジオ及びテレビは、出来事を正確に伝えるとともに、見解の多様性を適切に表現する。

3 ラジオ及びテレビの独立性並びに番組の企画における自律性は、保障される。

4 その他のメディア、特に出版の地位及び任務は、考慮されなければならない。

5 番組に対する苦情は、独立の苦情処理機関に申し立てることができる。

## 第7節 経済

### 第94条 経済秩序の原則

- 1 連邦及び州は、経済的自由の原則に従う。
- 2 連邦及び州は、全国的な経済の利益を保護し、並びに住民の福祉及び経済的安全のために私的経済とともに寄与する。
- 3 連邦及び州は、その権限の範囲内において、私的経済に対する良好な環境の創出に配慮する。
- 4 経済的自由の原則からの逸脱、特に競争に反する措置は、連邦憲法に規定する場合又は州の特権<sup>5</sup>に根拠を有する場合にのみ許される。

### 第95条 私的経済の営利活動

- 1 連邦は、私的経済の営利活動の実施について法令を制定することができる。
- 2 連邦は、統一的なスイスの経済圏の創出に配慮する。連邦は、大学教育を受けた者又は連邦の教育、州の教育若しくは州によって認定された教育を修了した者がスイス全体において職業活動に従事できることを保障する。

### 第96条 競争政策

- 1 連邦は、カルテル及びその他の競争の制限による国民経済又は社会への有害な影響を規制する法令を制定する。
- 2 連邦は、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - a. 市場において支配的な地位を占める私法上及び公法上の企業及び団体による価格設定における地位の濫用の防止
  - b. 不正競争の規制

### 第97条 消費者の保護

- 1 連邦は、消費者の保護のための措置を講ずる。
- 2 連邦は、消費者団体が利用することができる法的手段について法令を制定する。当該団体は、不正競争に関する連邦の立法の領域において職業団体及び経済団体と同等の権利を有する。
- 3 州は、一定の訴額までの訴訟のための調停手続又は簡易迅速な訴訟手続を定める。連邦参事会は、当該価額の限度を決定する。

### 第98条 銀行及び保険

- 1 連邦は、銀行及び証券取引制度について法令を制定し、その際には、州立銀行の特別な任務及び地位を考慮する。

---

<sup>5</sup> 州が独占的に管理する権利であり、大きく、地所に関する特権 (Grund- und Bodenregale) と塩に関する特権 (Salzregal) に分かれる。前者はさらに、山岳特権 (Bergregal)、狩猟・漁ろう特権 (Jagd- und Fischereiregal)、水利特権 (Wasserregal) に細分化される。Giovanni Biaggini, *Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Zürich : Orell Füssli Verlag, 2007, p.487.

2 連邦は、他の分野における金融業について法令を制定することができる。

3 連邦は、私保険制度について法令を制定する。

#### 第99条 通貨政策

1 通貨制度は、連邦の権限事項であり、貨幣及び銀行券の発行の権利は、連邦にのみ属する。

2 スイス国立銀行は、独立の中央銀行として国の全体的な利益に資する通貨政策を指揮し、連邦との協力の下、その監督を受けて運営される。

3 スイス国立銀行は、その収入から十分な通貨準備を構築し、当該準備の一部は、金で保有する。

4 スイス国立銀行の純益の少なくとも3分の2は、州に属する。

#### 第100条 景気政策

1 連邦は、均衡のとれた景気の向上のための措置、特に失業及び物価上昇の防止及び克服のための措置を講ずる。

2 連邦は、各地域の経済発展を考慮する。連邦は、州及び経済界と協働する。

3 通貨制度及び信用制度、対外経済並びに公的財政の分野において、連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱することができる。

4 連邦、州及び市町村は、歳入歳出政策において景気の状態を考慮する。

5 連邦は、景気の安定のために、一時的に、連邦法上の公課について、割増しを徴収し、又は減額することができる。徴収された資金は、凍結しなければならず、凍結が解除された場合には、直接的な公課は、個別に還付し、間接的な公課は、公課の減額又は雇用の創出に使用する。

6 連邦は、雇用創出のための準備金の造成を企業に対して義務付けることができる。連邦は、そのために税制上の優遇措置を認めるとともに、州に対しても当該措置を義務付けることができる。準備義務が解除された場合には、企業は、法律の定める目的の範囲内において、準備金の使用について自由に決定する。

#### 第101条 対外経済政策

1 連邦は、外国におけるスイス経済の利益を保護する。

2 特別な場合には、連邦は、国内経済の保護のための措置を講ずることができる。連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱することができる。

#### 第102条 国による供給

1 連邦は、武力による脅威又は戦争の脅威の場合及び経済が自力で対処することのできない深刻な窮乏状態の場合において、生活に不可欠な物資及び役務の国による供給を保障する。連邦は、予防的な措置を講ずる。

2 連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱することができる。

#### 第103条 構造政策

連邦は、経済的危機に脅かされている地域を支援し、並びに通常求めることができる共助措置ではその存立を十分に確保することができない場合には、経済部門及び職業を援助することができる。連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱することができる。

#### 第104条 農業

- 1 連邦は、農業が持続可能な市場志向の生産により、次の各号に掲げる目的に本質的に寄与するように配慮する。
  - a. 住民への供給の保障
  - b. 自然的な生活基盤の維持及び農村風景の保存
  - c. 国土における人口分散
- 2 農業に通常求めることができる共助措置を補完して、及び必要な場合には経済的自由の原則から逸脱して、連邦は、土地耕作の農業経営を促進する。
- 3 連邦は、農業が多機能的な任務を果たすように措置を講ずる。連邦は、特に次の各号に掲げる権限及び任務を有する。
  - a. 連邦は、生態学的な要求を満たしていることの証明を条件として、提供された給付に見合う報酬を支払うための直接支給により、農家の収入を補完する。
  - b. 連邦は、経済的な利益をもたらす刺激策により、特に自然に調和し、環境及び動物に配慮した生産形態を促進する。
  - c. 連邦は、食料品の生産地、品質、生産方法及び加工方式の明示について法令を制定する。
  - d. 連邦は、肥料、化学製品及び他の補助物質の濫用による侵害から環境を保護する。
  - e. 連邦は、農業に関する研究、相談及び教育を促進し、並びに投資を支援することができる。
  - f. 連邦は、農家の土地所有の強化のための法令を制定することができる。
- 4 連邦は、前3項に規定する目的のために、用途を特定した農業分野の資金及び連邦の一般財源を用いる。

#### 第105条 アルコール

蒸留酒の製造、輸入、精製及び販売に関する立法は、連邦の権限事項である。連邦は、特にアルコール消費の有害な影響を考慮する。

#### 第106条 金銭賭博

- 1 連邦は、金銭賭博について法令を制定し、その際には、州の利益を考慮する。
- 2 カジノの設立及び運営については、連邦の許可を必要とする。連邦は、許可の付与に際して、地域の実情を考慮する。連邦は、カジノから収入に応じた負担金を徴収し、当該負担金は、総収入の80パーセントを超えてはならない。当該負担金は、高齢・遺族・障害保険のために充てられる。
- 3 州は、次の各号に掲げる賭博について、許可及び監督の権限を有する。
  - a. 複数の場所において人数制限なく参加可能であり、その結果が無作為抽選又はそれに類似する方法により決定される金銭賭博。ただし、カジノのスロットマシン装置を除く。
  - b. スポーツ賭博
  - c. 技量を要する賭博

- 4 第2項及び第3項の規定は、電気通信網を通じて行われる金銭賭博にも適用する。
- 5 連邦及び州は、金銭賭博の危険性を考慮する。連邦及び州は、賭博の特性並びに賭博が提供される場所及び方法に即した保護を確保するために、立法を行い、監督措置を講ずる。
- 6 州は、第3項a号及びb号に掲げる賭博からの純益が公益の目的のために、特に、文化、社会及びスポーツの分野において全て利用されることを保障する。
- 7 連邦及び州は、その任務の遂行に際して相互に調整し合う。法律は、この目的のために、連邦及び州の執行機関の構成員がそれぞれ半数を占める共同機関を設置する。

#### 第107条 武器及び軍需物資

- 1 連邦は、武器、武器の附属品及び弾薬の濫用の規制について法令を制定する。
- 2 連邦は、軍需物資の製造、調達及び販売並びに輸入、輸出及び通過輸送について法令を制定する。

### 第8節 住居、労働、社会保障及び健康

#### 第108条 住宅建設及び住宅所有の促進

- 1 連邦は、住宅建設、私人の自己利用に供される住居及び家屋の取得並びに公益性のある住宅建設の事業者及び組織の活動を促進する。
- 2 連邦は、特に、住宅用地の取得及び開発、住宅建設の合理化及び費用の低廉化並びに住宅費用の低廉化を促進する。
- 3 連邦は、住宅用地の開発及び建設の合理化について法令を制定することができる。
- 4 連邦は、その際、特に家族、高齢者、貧困者及び障害者の利益を考慮する。

#### 第109条 賃貸

- 1 連邦は、賃貸における地位濫用の規制、特に不当な賃貸料の規制並びに賃貸契約の不当な解約告知の取消可能性及び期限付きの賃貸関係の延長について法令を制定する。
- 2 連邦は、賃貸に関する枠組契約の一般的拘束力の宣言について法令を制定することができる。当該枠組契約の一般的拘束力は、当該枠組契約が少数派の正当な利益及び地域の特殊事情を適切に考慮し、かつ、法の前の平等を侵害しない場合にのみ、宣言することができる。

#### 第110条 労働

- 1 連邦は、次の各号に掲げる事項について法令を制定することができる。
  - a. 被用者の保護
  - b. 労使関係、特に経営及び職業の問題に関する共同の規則
  - c. 職業紹介の役務
  - d. 団体労働協約の一般的拘束力の宣言
- 2 団体労働協約の一般的拘束力は、当該協約が少数派の正当な利益及び地域の特殊事情を適切に考慮し、かつ、法の前の平等及び団結の自由を侵害しない場合にのみ、宣言することができる。

3 8月1日は、国民の祝日である。この日は、労働法上、日曜日と同等に扱われ、有給とされる。

#### 第111条 高齢者、遺族及び障害者の生活保障

1 連邦は、高齢者、遺族及び障害者の十分な生活保障について措置を講ずる。当該生活保障は、連邦高齢・遺族・障害保険、職業保険及び個人的な備えという3つの支柱に基礎を置く。

2 連邦は、連邦高齢・遺族・障害保険及び職業保険が持続的にその目的を果たすことができるように配慮する。

3 連邦は、州に対して、連邦高齢・遺族・障害保険組織及び職業保険組織の納税義務を免除し、被保険者及びその使用者に保険料及び期待権の対象となる金額についての税制上の優遇措置を認めることを義務付けることができる。

4 連邦は、州と協力して、特に税制政策及び財産政策により、個人的な備えを奨励する。

#### 第112条 高齢・遺族・障害保険

1 連邦は、高齢・遺族・障害保険について法令を制定する。

2 連邦は、その際、次の各号に掲げる原則に留意する。

a. 保険は、義務的である。

aの2. 保険は、金銭給付及び現物給付を供与する。

b. 年金は、生存のための必要を適切に満たすものでなければならない。

c. 最高年金額は、最低年金額の2倍を超えてはならない。

d. 年金は、少なくとも物価の変動に対応する。

3 保険は、次の各号に掲げる資金によって運営される。

a. 被保険者の保険料。その際、使用者は、被用者のために保険料の半額を負担する。

b. 連邦の給付

4 連邦の給付は、支出の半分を超えないものとする。

5 連邦の給付は、第1に、たばこ税、蒸留酒税及びカジノ営業負担金の純収入により賄われる。

6 (削除)

#### 第112a条 補完的給付

1 連邦及び州は、高齢・遺族・障害保険により生存のための必要が満たされない者に対し、補完的給付を行う。

2 法律は、補完的給付の総額並びに連邦及び州の任務及び権限を定める。

#### 第112b条 障害者の統合の促進

1 連邦は、金銭給付及び現物給付により、障害者の統合を促進する。この目的のために、連邦は、障害保険の資金を利用することができる。

2 州は、障害者の統合を、特に住居及び労働に資する施設の建設及び運営への支出により促進する。



3 法律は、障害者の統合の目標、原則及び基準を定める。

**第112c条 高齢者及び障害者の援助**

1 州は、高齢者及び障害者の在宅での介助及び介護に配慮する。

2 連邦は、高齢者及び障害者のための全国的な取組を支援する。この目的のために、連邦は、高齢・遺族・障害保険の資金を利用することができる。

**第113条 職業保険**

1 連邦は、職業保険について法令を制定する。

2 連邦は、その際、次の各号に掲げる原則に留意する。

- a. 職業保険は、高齢・遺族・障害保険とともに、従前の生活水準を適切な方法で維持することを可能にする。
- b. 職業保険は、被用者の義務である。法律は、例外を定めることができる。
- c. 使用者は、その被用者を1の保険組織において保険にかける。必要な限りにおいて、連邦は、使用者が被用者を連邦の保険組織において保険にかけることを可能とする。
- d. 自営業者は、任意に保険に加入することができる。
- e. 一定の種類 of 自営業者について、連邦は、一般的に又は個々のリスクについて職業保険が義務的である旨を宣言することができる。

3 職業保険は、被保険者の保険料によって運営され、その際、使用者は、少なくとも被用者の保険料の半額を負担する。

4 保険組織は、連邦法に定められた最低限の要求を満たさなければならず、連邦は、特別な課題の解決のため、全国的な措置を定めることができる。

**第114条 失業保険**

1 連邦は、失業保険について法令を制定する。

2 連邦は、その際、次の各号に掲げる原則に留意する。

- a. 保険は、所得の損失の適正な補償を保障し、並びに失業の防止及び克服のための措置を支援する。
- b. 保険への加入は、被用者の義務である。法律は、例外を定めることができる。
- c. 自営業者は、任意に失業保険に加入することができる。

3 保険は、被保険者の保険料によって運営され、その際、使用者は、被用者の保険料の半額を負担する。

4 連邦及び州は、例外的な場合には、財政支援を行う。

5 連邦は、失業者に対する援助について法令を制定することができる。

**第115条 貧困者の支援**

貧困者は、居住する州による支援を受ける。連邦は、例外及び権限について規律する。

**第116条 家族手当及び母性保険**

1 連邦は、その任務の遂行に際し、家族の需要を考慮する。連邦は、家族の保護のための措置を支援することができる。

2 連邦は、家族手当について法令を制定し、及び連邦の家族手当調整金庫を運営するこ

とができる。

3 連邦は、母性保険を設立する。連邦は、保険給付を享受することができない者に対しても、保険料の納付を義務付けることができる。

4 連邦は、一般的に又は一定の種類住民について、家族手当調整金庫及び母性保険への加入が義務的である旨を宣言し、並びに州による適切な拠出をその拠出の前提とすることができる。

#### 第117条 疾病保険及び傷害保険

1 連邦は、疾病保険及び傷害保険について法令を制定する。

2 連邦は、一般的に又は一定の種類住民について、疾病保険及び傷害保険への加入が義務的である旨を宣言することができる。

#### 第118条 健康の保護

1 連邦は、その権限の範囲内において、健康の保護のための措置を講ずる。

2 連邦は、次の各号に掲げる事項について法令を制定する。

- a. 食料品並びに治療薬、麻酔薬、有機体、化学製品及び健康を害する可能性のある物質の取扱い
- b. 人間及び動物の感染症、強い拡散性を有する病気又は悪性の病気の撲滅
- c. 電離放射線からの保護

#### 第118a条 補完医療

連邦及び州は、その権限の範囲内において、補完医療への考慮に配慮する。

#### 第118b条 人間に関する研究

1 連邦は、人間の尊厳及び人格が必要とする限りにおいて、人間に関する研究について法令を制定する。その際、連邦は、研究の自由を保護し、並びに健康及び社会に対する研究の意義を考慮する。

2 生物学及び医学における人に関する研究については、連邦は、次の各号に掲げる原則を遵守する。

- a. 全ての研究計画は、当該計画への協力者又は法律により権限を有する者が十分に情報を得た後に同意したことを前提条件とする。法律は、例外を定めることができる。全ての場合において、拒否は、拘束力を有する。
- b. 研究計画への協力者の危険及び負担は、当該計画の利益に比して不均衡であってはならない。
- c. 判断能力がない者について研究計画を実施することができるのは、判断能力を有する者において同等の結果が得られない場合に限る。判断能力がない者にとって、研究計画から直接の利益を期待できない場合には、危険及び負担は、最小限のものでなければならない。
- d. 研究計画の独立した審査は、当該計画への協力者の保護が保障されていることを確認しておかなければならない。

#### 第119条 人の領域における生殖医療及び遺伝子技術

1 人間は、生殖医療及び遺伝子技術の濫用から保護されなければならない。

2 連邦は、人間の生殖物質及び遺伝物質の取扱いについて法令を制定する。その際、連邦は、人間の尊厳、人格及び家族の保護に配慮し、並びに特に次の各号に掲げる原則を遵守する。

- a. あらゆる種類のクローン並びに人間の生殖細胞及び胚の遺伝物質に対する侵害は、許されない。
- b. 人間以外の生殖物質及び遺伝物質は、人間の生殖物質に混入し、又は融合してはならない。
- c. 生殖補助医療の方法は、不妊又は重篤な疾患の移転の危険の除去のためにその他の方法が存在しない場合にのみ、用いることが許される。ただし、子どもに特定の性質を付与すること又は研究を目的としてはならない。女性の体外での人間の卵細胞の受精は、法律が定める条件の下でのみ許される。直ちに女性に移植することができる数の人間の卵細胞のみが、女性の体外において胚にまで成長させることが許される。
- d. 胚の提供及びあらゆる種類の代理母は、許されない。
- e. 人間の生殖物質及び胚からの生産物の取引は、許されない。
- f. 人の遺伝物質は、本人が同意し、又は法律が定める場合にのみ、分析し、記録し、又は公開することが許される。
- g. 全ての人は、その血統に関するデータにアクセスする権利を有する。

#### 第119a条 移植医療

- 1 連邦は、臓器、組織及び細胞の移植に関する分野について法令を制定する。その際、連邦は、人間の尊厳、人格及び健康の保護に配慮する。
- 2 連邦は、特に臓器の公正な配分の基準を定める。
- 3 人間の臓器、組織及び細胞の提供は、無償である。人間の臓器の取引は、禁止される。

#### 第120条 人以外の領域における遺伝子技術

- 1 人間及びその環境は、遺伝子技術の濫用から保護されなければならない。
- 2 連邦は、動物、植物及びその他の有機体の生殖物質及び遺伝物質の取扱いについて法令を制定する。その際、連邦は、被造物の尊厳並びに人間、動物及び環境の安全を考慮し、並びに動植物種の遺伝的多様性を保護する。

### 第9節 外国人の滞在及び定住

#### 第121条

- 1 外国人の出入国、滞在及び定住並びに庇護<sup>ひ</sup>の付与に関する立法は、連邦の権限事項である。
- 2 外国人が国の安全を脅かす場合には、国外に追放することができる。
- 3 次の各号に掲げる場合には、外国人は、外国人法上の地位にかかわらず、滞在資格及びスイスにおける滞在に対する全ての権利を喪失する。

- a. 故意による殺人罪、強姦若しくはその他の重大な性犯罪、強盗等のその他の暴力犯罪、人身売買、薬物売買又は住居侵入罪を理由として有罪の確定判決を受けた場合
- b. 社会保険又は社会扶助の給付を不当に受給した場合

4 立法者は、第3項に規定する違法行為の構成事実を詳細に定める。立法者は、違法行為に他の構成事実を補完することができる。

5 第3項及び第4項の規定により、滞在資格及びスイスにおける滞在に対する全ての権利を喪失した外国人は、所管の官庁によりスイスから追放され、5年から15年までの入国禁止処分が課されるものとする。再度国外追放処分とされた場合には、20年の入国禁止処分が課されるものとする。

6 入国禁止に反した者又は何らかの方法で不法にスイスに入国する者には、刑罰を科することができる。立法者は、対応する規定を制定する。

## 第10節 民法、刑法、度量衡

### 第122条 民法

- 1 民法及び民事訴訟法の分野の立法は、連邦の権限事項である。
- 2 法律が別段の定めをしない限り、民事事件における裁判所の組織及び裁判の運営は、州の管轄に属する。

### 第123条 刑法

- 1 刑法及び刑事訴訟法の分野の立法は、連邦の権限事項である。
- 2 法律が別段の定めをしない限り、刑事事件における裁判所の組織及び裁判の運営並びに刑及び措置の執行は、州の管轄に属する。
- 3 連邦は、刑及び措置の執行について法令を制定することができる。連邦は、次の各号に掲げる事項に関して州に財政援助を行うことができる。
  - a. 施設の建設
  - b. 刑及び措置の執行の改善
  - c. 子ども、青年及び若年成人の更生措置を執行する施設

### 第123a条

- 1 性犯罪者又は暴力犯罪者が裁判所の判決のために必要とされる鑑定書において、極度に危険と判断され、かつ、治療が不可能であると評価された場合には、再犯の危険性の高さを理由として終身刑に処しなければならない。早期の釈放及び仮釈放は、認められない。
- 2 新たな科学的知見により、犯罪者が治癒可能であり、もはや公共に対して危険ではないことが明らかにされた場合に限り、新たな鑑定書を作成することができる。この新たな鑑定書に基づき終身刑が取り消された場合には、犯罪者の再犯に対する責任は、終身刑を取り消した官庁が負う。
- 3 性犯罪者及び暴力犯罪者の判決に必要なとされる全ての鑑定書は、少なくとも2人の相

互に独立した経験を積んだ専門家によって、判決にとって重要な全ての要素を考慮した上で、作成されなければならない。

**第123b条** 思春期前の子どもに対する性犯罪又はポルノ犯罪に係る公訴時効及び刑の時効の例外

思春期前の子どもに対する性犯罪又はポルノ犯罪の訴追及びそれらの犯罪に対する刑は、時効の対象とならない。

**第124条** 犯罪被害者の援助

連邦及び州は、犯罪行為により身体的、精神的又は性的な不可侵性を侵害された者が援助を受け、犯罪行為により経済的困難に陥った場合には、適正な補償を受けるように配慮する。

**第125条** 度量衡

度量衡に関する立法は、連邦の権限事項である。

**第3章 財政制度**

**第126条** 財政運営

- 1 連邦は、歳出と歳入を長期的にわたり均衡させる。
- 2 予算において承認されるべき総歳出の最高額は、経済状況を考慮し、見積もられた歳入に応じて決定される。
- 3 特別な財政需要に際しては、第2項に規定する最高額を適正に増額することができる。連邦議会は、第159条第3項c号の規定に基づき、増額について議決する。
- 4 国の決算において示された総歳出額が第2項又は第3項に規定する最高額を超過した場合には、翌年度以降において超過支出分を補填しなければならない。
- 5 法律は、詳細について規律する。

**第127条** 課税の原則

- 1 税制度、特に納税義務者の範囲、課税の対象及びその評価については、その基本原則を法律自体で規律しなければならない。
- 2 その際、税の性質が許す限りにおいて、特に課税の普遍性及び公平性の原則並びに経済的な負担能力に応じた課税の原則を尊重しなければならない。
- 3 州間の二重課税は、禁止される。連邦は、必要な措置を講ずる。

**第128条** 直接税

- 1 連邦は、次の各号に掲げる直接税を課することができる。
  - a. 自然人の所得に対する最高11.5パーセントの税率の直接税
  - b. 法人の純収入に対する最高8.5パーセントの税率の直接税
  - c. (削除)
- 2 連邦は、税率表の設定に際し、州及び市町村の直接税による負担を考慮する。

3 自然人の所得に対する税に関する未調整の累進性<sup>6</sup>の結果は、定期的に調整される。

4 税は、州によって査定され、徴収される。税の総収入の少なくとも17パーセントは、州に配分される。財政調整の結果、必要とされる場合には、割当分は、15パーセントまで引き下げることができる。

#### 第129条 税の調和

1 連邦は、連邦、州及び市町村の直接税の調和に関する原則を定め、州による調和の取組を考慮する。

2 調和は、納税義務、課税対象、税の算定期間、手続及び租税刑法に及ぶ。特に税率表、税率及び免除額は、調和の対象外とする。

3 連邦は、不当な税制上の優遇措置の規制について法令を制定することができる。

#### 第130条 付加価値税

1 連邦は、自己消費を含む物品の供給及び役務の提供並びに輸入に対して、最高6.5パーセントの通常税率及び最低2.0パーセントの軽減税率の付加価値税を課することができる。

2 法律は、宿泊業への課税について、軽減税率と通常税率の間の税率を定めることができる。

3 年齢構成の変化により、高齢・遺族・障害保険の資金調達がもはや保障されなくなった場合には、連邦法律の形式により、通常税率にあつては最高1パーセント分、軽減税率にあつては最高0.3パーセント分引き上げることができる。

4 目的税化されていない税の収入の5パーセントは、低所得層の負担軽減のための別の使用が法律で定められていない限り、低所得層のための疾病保険の保険料引下げのために使用される。

#### 第131条 特別消費税

1 連邦は、次の各号に掲げる物品に特別消費税を課することができる。

- a. たばこ及びたばこ製品
- b. 蒸留酒
- c. ビール
- d. 自動車及びその部品
- e. 石油、その他の鉱油、天然ガス及びこれらの資源を原料とする加工品並びにエンジン用燃料

2 連邦は、エンジン用燃料に対する消費税について、割増しを徴収することができる。

3 蒸留酒への課税の純収入の10パーセントは、州に配分される。州は、この資金を、依存症をもたらす物質の濫用の原因及び影響の克服のために使用する。

#### 第132条 印紙税及び源泉徴収税

1 連邦は、有価証券、保険料の領収証及びその他の商取引の証書に対して印紙税を課することができるが、不動産取引及び抵当権取引の証書は、印紙税の対象外とする。

---

<sup>6</sup> 原語は、*kalte Progression/progression à froid/progressione a freddo*。インフレーションに対応して賃金が引き上げられた結果、税率等級が上がり、税負担が増加することをいう。

2 連邦は、動産資本所得、宝くじの賞金及び保険の給付に対して源泉徴収税を課することができる。税収の10パーセントは、州に配分される。

#### 第133条 関税

関税及び国境を通過する物品の流通に対するその他の公課に関する立法は、連邦の権限事項である。

#### 第134条 州及び市町村の課税の排除

連邦の立法により、付加価値税、特別消費税、印紙税及び源泉徴収税の課税対象として指定されているもの又は非課税と宣言されているものについて、州及び市町村は、同種の税を課してはならない。

#### 第135条 財政調整及び負担調整

1 連邦は、連邦と州の間及び州間の適切な財政調整及び負担調整について法令を制定する。

2 財政調整及び負担調整は、特に次の各号に掲げることを目的とする。

- a. 州間の財政能力の格差を減少させること。
- b. 州に対し、最小限の財政的資源を保障すること。
- c. 地理的・地勢的な条件又は社会人口学的な条件を理由とした州の過剰な財政負担を調整すること。
- d. 負担調整を伴う州間の協働を促進すること。
- e. 国内関係及び国際関係における州の税の競争能力を維持すること。

3 資源の調整のための資金は、財政的資源に富む州及び連邦により提供される。財政的資源に富む州の拠出は、連邦の拠出の最低でも3分の2、最高でも80パーセントとする。

## 第4編 国民及び州

### 第1章 総則

#### 第136条 政治的権利

1 連邦事項における政治的権利は、18歳に達しており、かつ、精神疾患又は知的障害を理由として成年後見の対象となっていない全てのスイス人に帰属する。全ての者は、等しい政治的な権利及び義務を有する。

2 前項に規定する者は、国民議会選挙及び連邦の票決に参加し、並びに連邦事項について国民発案及び国民投票を提起し、これに対し署名することができる。

#### 第137条 政党

政党は、国民の意見及び意思の形成に寄与する。

### 第2章 国民発案及び国民投票

#### 第138条 連邦憲法の全面改正に関する国民発案

1 10万人の投票権者は、発案の公示から18か月以内に連邦憲法の全面改正を提案することができる。

2 提案は、国民の票決に付されるものとする。

#### 第139条 連邦憲法の部分改正に関する国民発案

1 10万人の投票権者は、発案の公示から18か月以内に連邦憲法の部分改正を要求することができる。

2 連邦憲法の部分改正の国民発案は、一般的な提案の形式又は法文化された改正案の形式で行うことができる。

3 発案が形式若しくは内容の統一性の原則又は国際法の強行規範に反している場合には、連邦議会は、当該発案の全部又は一部の無効を宣言する。

4 連邦議会は、一般的な提案の形式による発案に同意する場合には、当該発案の趣旨に沿った部分改正を法文化し、国民及び州の票決に付する。連邦議会は、当該発案を拒否した場合には、当該発案を国民の票決に付し、国民は、当該発案に関する手続を継続すべきか否かを決定する。継続が承認された場合には、連邦議会は、当該発案において要求された改正案を法文化する。

5 法文化された改正案の形式による発案は、国民及び州の票決に付される。連邦議会は、当該発案について、承認又は拒否を勧告する。連邦議会は、当該発案に対案を対置することができる。

#### 第139a条 (削除)

#### 第139b条 発案及び対案に関する票決に適用される手続

1 投票権者は、当該提案及び対案について同時に票決する。

2 投票権者は、双方の案に賛成することができる。双方の案が承認される場合に備え、投票権者は、補足質問においていずれの案を優先するか指示することができる。

3 憲法改正が承認され、補足質問において一方の案が国民票の過半数を得、他方の案が州票の過半数を得た場合には、補足質問における国民票の得票率と州票の得票率の和が大きい方の案が施行される。

#### 第140条 義務的国民投票

1 次の各号に掲げる事項は、国民及び州の票決に付される。

a. 連邦憲法の改正

b. 集団安全保障のための組織又は超国家的共同体への加盟

c. 緊急であると宣言された連邦法律であって、憲法上の根拠を有せず、かつ、その有効期限が1年を超えるもの。当該連邦法律は、連邦議会による可決から1年以内に票決に付さなければならない。

2 次の各号に掲げる事項は、国民の票決に付される。

a. 連邦憲法の全面改正に関する国民発案

aの2. (削除)

b. 連邦議会によって拒否された一般的な提案の形式による連邦憲法の部分改正に関する国民発案



- c. 両議院が一致しなかった場合における連邦憲法の全面改正が実施されるべきか否かの問題

#### 第141条 任意的国民投票

1 次の各号に掲げる法令は、5万人の投票権者又は8つの州が公布から100日以内に要求した場合には、国民の票決に付される。

- a. 連邦法律
- b. 緊急であると宣言された連邦法律であって、その有効期間が1年を超えるもの
- c. 憲法又は法律が国民投票を予定している限りにおいて、連邦決議
- d. 次に掲げる国際条約
  - 1. 無期限であり、かつ、廃棄することができない国際条約
  - 2. 国際機構への加盟を定める国際条約
  - 3. 法規範を定める重要な規定を含む国際条約又はその実施のために連邦法律の制定が必要である国際条約

2 (削除)

#### 第141a条 国際条約の実施

1 国際条約の承認決議が義務的国民投票に付される場合には、連邦議会は、当該条約の実施のために必要な憲法改正を承認決議に含めることができる。

2 国際条約の承認決議が任意的国民投票に付される場合には、連邦議会は、当該条約の実施のために必要な法律の改正を承認決議に含めることができる。

#### 第142条 必要とされる過半数

- 1 国民の票決に付された案は、投票者の過半数が賛成した場合に、承認される。
- 2 国民及び州の票決に付された案は、投票者の過半数及び州の過半数が賛成した場合に、承認される。
- 3 州における国民票決の結果は、州票とみなされる。
- 4 オプヴァルデン州、ニトヴァルデン州、バーゼル・シュタット州、バーゼル・ラントシャフト州、アッペンツェル・アウサーローデン州及びアッペンツェル・インナーローデン州は、2分の1の州票を有する。

### 第5編 連邦機関

#### 第1章 総則

#### 第143条 被選挙資格

国民議会、連邦参事会及び連邦裁判所については、全ての投票権者が被選挙資格を有する。

#### 第144条 兼職禁止

1 国民議会、全州議会及び連邦参事会の構成員並びに連邦裁判所の裁判官の職を兼職することはできない。

2 連邦参事会の構成員及び連邦裁判所の常勤裁判官は、連邦又は州の他の職務に就くことはできず、他の営利活動に従事することはできない。

3 法律は、その他の兼職禁止について定めることができる。

#### 第145条 職務の任期

国民議会及び連邦参事会の構成員並びに連邦参事会事務総長は、4年の任期で選挙される。連邦裁判所の裁判官は、6年の任期で選挙される。

#### 第146条 国家賠償責任

連邦は、連邦機関が職務活動の執行において違法に引き起こした損害を賠償する責任を負う。

#### 第147条 意見表明の手続

州、政党及び関係団体は、重要な法令の制定及び大きな影響を及ぼすその他の計画の準備に際し、並びに重要な国際条約について、意見を表明する機会を与えられる。

## 第2章 連邦議会

### 第1節 組織

#### 第148条 地位

1 連邦議会は、国民及び州の権利を留保した上で、連邦における最高権力を行使する。

2 連邦議会は、国民議会及び全州議会の2つの議院により構成され、両議院は、相互に対等である。

#### 第149条 国民議会の構成及び選挙

1 国民議会は、国民を代表する200人の議員により構成される。

2 国民議会議員は、比例代表制に基づき、直接投票により、国民が選挙する。国民議会は、4年ごとに全面的に改選される。

3 各州は、1選挙区を構成する。

4 議席は、州の住民の人口に比例して配分される。各州は、少なくとも1議席を有する。

#### 第150条 全州議会の構成及び選挙

1 全州議会は、州を代表する46人の議員により構成される。

2 オプヴァルデン州、ニトヴァルデン州、バーゼル・シュタット州、バーゼル・ラントシャフト州、アッペンツェル・アウサーローデン州及びアッペンツェル・インナーローデン州は、それぞれ1人の議員を選挙し、その他の州は、それぞれ2人の議員を選挙する。

3 全州議会の選挙については、州が定める。

#### 第151条 会期

1 両議院は、定期的に集会する。法律は、会期の招集について定める。

2 いずれかの議院の4分の1の構成員又は連邦参事会は、両議院の特別な会期の招集を要求することができる。

**第152条 議長職**

各議院は、その構成員の中から1年の任期で議長並びに第1副議長及び第2副議長を選挙する。翌年の再選は、禁止される。

**第153条 議会の委員会**

- 1 各議院は、その内部に委員会を設置する。
- 2 法律は、合同委員会について定めることができる。
- 3 法律は、法令制定以外の個別の権限を委員会に委任することができる。
- 4 その任務の遂行のため、委員会は、情報要求権、資料閲覧権及び調査権を有する。その権限の範囲は、法律で定める。

**第154条 会派**

連邦議会の構成員は、会派を結成することができる。

**第155条 議会事務局**

連邦議会は、議会事務局を利用することができる。連邦議会は、連邦行政機関の助力を求めることができる。法律は、詳細について規律する。

**第2節 手続****第156条 独立審議**

- 1 国民議会及び全州議会は、独立して審議する。
- 2 連邦議会の議決には、両議院の一致が必要とされる。
- 3 法律は、次の各号に掲げる事項について、両議院が一致しない場合における議決成立の確保のための規定を定める。
  - a. 国民発案の有効又は一部無効
  - b. 国民により承認された一般的な提案の形式による国民発案の実施
  - c. 国民により承認された連邦憲法の全面改正を目的とする連邦決議の実施
  - d. 予算又は補正予算

**第157条 合同審議**

- 1 国民議会及び全州議会は、次の各号に掲げる目的のため、国民議会議長を議長とし、両院合同会として合同で審議する。
  - a. 選挙の実施
  - b. 最高連邦機関間の権限紛争の裁定
  - c. 恩赦の付与
- 2 その他、両院合同会は、特別な場合及び連邦参事会の声明の聴取のために集会する。

**第158条 会議の公開**

議院の会議は、公開である。法律は、例外について定めることができる。

**第159条 定足数及び要求される多数**

- 1 議院は、その構成員の過半数が出席している場合に、審議することができる。
- 2 両議院及び両院合同会は、投票者の過半数により議決する。

3 ただし、次の各号に掲げる事項については、各議院の構成員の過半数の賛成を必要とする。

- a. 連邦法律の緊急宣言
- b. 補助金に関する規定並びに債務負担の授権及び支出限度額であって、2000万フランを超える新規の1回限りの支出又は200万フランを超える新規の継続的支出をもたらすもの
- c. 第126条第3項に規定する特別な財政需要の際の総歳出の増額

4 連邦議会は、第3項b号に規定する金額を、命令により物価の上昇に適合させることができる。

#### 第160条 議案提出権及び動議提出権

1 議院の各構成員、各会派、議会の各委員会及び各州は、連邦議会に議案を提出する権利を有する。

2 議院の構成員及び連邦参事会は、審議に付されている案件に対し、動議を提出する権利を有する。

#### 第161条 命令的委任の禁止

1 連邦議会の構成員は、指示を受けることなく投票する。

2 連邦議会の構成員は、利益集団との関係を公開する。

#### 第162条 免責特権

1 連邦議会及び連邦参事会の構成員並びに連邦参事会事務総長は、議院及び議院の機関における発言について、いかなる法的責任も問われない。

2 法律は、その他の種類の免責特権を定め、その適用範囲をその他の者に拡大することができる。

### 第3節 権限

#### 第163条 連邦議会の法令の形式

1 連邦議会は、法規範を定める規定を連邦法律又は命令の形式で制定する。

2 その他の法令は、連邦決議の形式で制定され、国民投票に付されない連邦決議は、単純連邦決議と称される。

#### 第164条 立法

1 法規範を定める全ての重要な規定は、連邦法律の形式で制定されなければならない。特に次の各号に掲げる事項に関する基本的な規定が、これに該当する。

- a. 政治的権利の行使
- b. 憲法上の権利の制限
- c. 個人の権利及び義務
- d. 公課を負担しなければならない者の範囲並びに公課の対象及び評価
- e. 連邦の任務及び給付
- f. 連邦法の実施及び執行における州の義務

g. 連邦機関の組織及び手続

2 法規範を定める権限は、連邦憲法が禁止していない限りにおいて、連邦法律により委任することができる。

**第165条 緊急立法**

1 施行を延期することができない連邦法律は、各議院の構成員の過半数により緊急であると宣言し、直ちに施行することができる。当該連邦法律には、期限が付されなければならない。

2 緊急であると宣言された連邦法律に対して国民票決が要求された場合において、連邦議会による可決から1年以内に国民によって承認されなかったときは、当該連邦法律は、連邦議会による可決から1年後に失効する。

3 緊急であると宣言された連邦法律で、憲法上の根拠を有しないものは、連邦議会による可決から1年以内に国民及び州によって承認されなかった場合には、連邦議会による可決から1年後に失効する。当該連邦法律には、期限が付されなければならない。

4 緊急であると宣言された連邦法律で、票決において承認されなかったものは、更新することができない。

**第166条 対外関係及び国際条約**

1 連邦議会は、外交政策の形成に参画し、対外関係の維持を監督する。

2 連邦議会は、国際条約を承認する。ただし、法律又は国際条約に基づき、その締結が連邦参事会の権限とされている国際条約を除く。

**第167条 財政**

連邦議会は、連邦の歳出について議決し、予算を確定し、決算に同意する。

**第168条 選挙**

1 連邦議会は、連邦参事会の構成員、連邦参事会事務総長、連邦裁判所の裁判官及び軍総司令官を選挙する。

2 法律は、連邦議会がその他の選挙を実施し、又は確認する権限を付与することができる。

**第169条 監督**

1 連邦議会は、連邦参事会及び連邦行政、連邦の裁判所並びに連邦の任務を担当するその他の機関に対する監督を行う。

2 法律により定められた監督委員会の特別の派遣委員団に対しては、守秘義務を主張することはできない。

**第170条 有効性の検査**

連邦議会は、連邦の措置の有効性が検査されるように配慮する。

**第171条 連邦参事会への指示**

連邦議会は、連邦参事会に指示することができる。法律は、詳細について、特に連邦議会が連邦参事会の権限領域に影響を及ぼすことのできる手段について規律する。

**第172条 連邦と州の関係**

1 連邦議会は、連邦と州の関係の維持に配慮する。

- 2 連邦議会は、州憲法を保障する。
- 3 連邦参事会又は州が異議を申し立てた場合には、連邦議会は、州間の協定及び州と外国の条約を承認する。

#### 第173条 その他の任務及び権限

- 1 連邦議会は、さらに次の各号に掲げる任務及び権限を有する。
  - a. 連邦議会は、スイスの対外的安全、独立及び中立を守るための措置を講ずる。
  - b. 連邦議会は、国内的安全を守るための措置を講ずる。
  - c. 特別な事情により必要とされる場合には、連邦議会は、a号及びb号に規定する任務の遂行のために、命令又は単純連邦決議を制定することができる。
  - d. 連邦議会は、軍隊の現役を配置し、この目的のために軍隊又はその部隊を動員する。
  - e. 連邦議会は、連邦法の適用のための措置を講ずる。
  - f. 連邦議会は、上程された国民発案の有効性について判断する。
  - g. 連邦議会は、国の活動の重要な計画策定に協力する。
  - h. 連邦議会は、連邦法律が明文で規定している場合には、個々の行為について決定する。
  - i. 連邦議会は、最高連邦機関間の権限紛争を裁定する。
  - k. 連邦議会は、恩赦を付与し、大赦について決定する。
- 2 連邦議会は、さらに、連邦の権限に属し、かつ、他の機関に割り当てられていない事務を処理する。
- 3 法律は、連邦議会に対し、他の任務及び権限を付与することができる。

### 第3章 連邦参事会及び連邦行政

#### 第1節 組織及び手続

##### 第174条 連邦参事会

連邦参事会は、連邦の最高指揮機関及び最高執行機関である。

##### 第175条 構成及び選挙

- 1 連邦参事会は、7人の構成員により構成される。
- 2 連邦参事会の構成員は、連邦議会により、国民議会が全面改選されるごとに選挙される。
- 3 連邦参事会の構成員は、国民議会の構成員の被選挙資格を有するスイス市民の中から4年の任期で選挙される。
- 4 様々な地域及び言語共同体が連邦参事会の構成に公平に代表されるように考慮しなければならない。

##### 第176条 議長職

- 1 連邦大統領は、連邦参事会の議長を務める。

2 連邦大統領及び連邦参事会の副議長は、連邦議会により連邦参事会の構成員の中から1年の任期で選挙される。

3 翌年の再選は、禁止される。連邦大統領は、翌年に副議長に選挙されることはできない。

**第177条 合議制原則及び省分担原則**

1 連邦参事会は、合議体として決定する。

2 連邦参事会の職務は、準備及び執行のため、省ごとに、個々の構成員に割り当てられる。

3 連邦参事会の職務は、省又はその下部行政部局に、独立した処理のために委任され、その際には、訴訟の権利が保障されなければならない。

**第178条 連邦行政**

1 連邦参事会は、連邦行政を指揮する。連邦参事会は、目的に適合した組織及び任務の適正な遂行に配慮する。

2 連邦行政は、省に区分され、各省の長は、連邦参事会の構成員をもって充てる。

3 行政の任務は、法律により、連邦行政に属さない公法上又は私法上の団体及び個人に委託することができる。

**第179条 連邦参事会事務局**

連邦参事会事務局は、連邦参事会の事務総局である。連邦参事会事務局は、連邦参事会事務総長により指揮される。

**第2節 権限**

**第180条 統治政策**

1 連邦参事会は、その統治政策の目標及び手段を定める。連邦参事会は、国の活動を計画し、調整する。

2 連邦参事会は、より重要な公的又は私的利益を害しない限りにおいて、一般公衆に対し、適時に、かつ、包括的にその活動について報告する。

**第181条 議案提出権**

連邦参事会は、連邦議会に法案を提出する。

**第182条 法規範の制定及び執行**

1 連邦参事会は、憲法又は法律が授権する限りにおいて、法規範を命令の形式で制定する。

2 連邦参事会は、立法、連邦議会の決議及び連邦の裁判機関の判決の執行に配慮する。

**第183条 財政**

1 連邦参事会は、財政計画を策定し、予算案を編成し、及び決算を作成する。

2 連邦参事会は、適正な財政運営に配慮する。

**第184条 対外関係**

1 連邦参事会は、連邦議会の協力権限を守りながら、外交問題を所掌し、対外的にスイ

スを代表する。

2 連邦参事会は、条約に署名し、これを批准する。連邦参事会は、その承認のため、条約を連邦議会に提出する。

3 国の利益の保護のために必要とされる場合には、連邦参事会は、命令を制定し、及び決定を下すことができる。命令には、期限を付さなければならない。

#### 第185条 対外的安全及び国内的安全

1 連邦参事会は、スイスの対外的安全、独立及び中立を守るための措置を講ずる。

2 連邦参事会は、国内的安全を守るための措置を講ずる。

3 連邦参事会は、公の秩序又は国内的安全若しくは対外的安全に対する現在又は急迫の重大なかく乱に対処するため、この条の規定に直接基づき、命令を制定し、及び決定を下すことができる。このような命令には、期限を付さなければならない。

4 緊急の場合には、連邦参事会は、軍隊を動員することができる。連邦参事会が4,000人を超える軍隊の隊員を現役のために動員する場合又は当該動員が3週間を超えて継続することが見込まれる場合には、遅滞なく連邦議会が招集されなければならない。

#### 第186条 連邦と州の関係

1 連邦参事会は、連邦の州に対する関係を維持し、州と協働する。

2 連邦参事会は、連邦法の施行に必要とされる場合には、州の法令制定を承認する。

3 連邦参事会は、州間の協定又は州と外国との条約に対し、異議を申し立てることができる。

4 連邦参事会は、連邦法並びに州憲法及び州の協定又は条約の遵守に配慮し、必要な措置を講ずる。

#### 第187条 その他の任務及び権限

1 連邦参事会は、さらに次の各号に掲げる任務及び権限を有する。

a. 連邦参事会は、連邦行政及び他の連邦の任務の担当機関を監督する。

b. 連邦参事会は、その職務遂行及び国の現況について、連邦議会に対し、定期的に報告する。

c. 連邦参事会は、他の機関の権限に属しない選任を行う。

d. 連邦参事会は、法律の定める限りにおいて、訴願を処理する。

2 法律は、連邦参事会に対し、他の任務及び権限を付与することができる。

### 第4章 連邦裁判所及びその他の裁判機関

#### 第188条 連邦裁判所の地位

1 連邦裁判所は、連邦の最高裁判機関である。

2 法律は、組織及び手続を定める。

3 連邦裁判所は、独立して運営される。

#### 第189条 連邦裁判所の管轄

1 連邦裁判所は、次の各号に掲げるものの侵害を理由とする訴訟について判断を下す。



- a. 連邦法
- b. 国際法
- c. 州間の法
- d. 州憲法上の権利
- e. 市町村の自治及び州が公法上の団体に付与しているその他の保障
- f. 政治的権利に関する連邦及び州の規定

1の2 (削除)

- 2 連邦裁判所は、連邦と州との間又は州間の訴訟について判断を下す。
- 3 法律は、連邦裁判所に対し、他の権限を付与することができる。
- 4 連邦議会及び連邦参事会の行為について、連邦裁判所に訴えることはできない。例外については、法律で定める。

**第190条 適用される法**

連邦裁判所及びその他の法適用機関は、連邦法律及び国際法を適用しなければならない。

**第191条 連邦裁判所への提訴**

- 1 法律は、連邦裁判所への提訴を保障する。
- 2 根本的な重要性を有する法的問題を対象としない訴訟については、法律で訴額の限度を定めることができる。
- 3 一定の分野については、法律で連邦裁判所への提訴を認めないことができる。
- 4 明らかに根拠のない申立てについては、法律で簡易な手続を定めることができる。

**第191a条 連邦のその他の裁判機関**

- 1 連邦は、刑事裁判所を設置し、当該裁判所は、法律で連邦の裁判管轄とされる刑事事件を第1審として裁判する。法律は、連邦刑事裁判所に対し、他の権限を付与することができる。
- 2 連邦は、連邦行政の権限領域に属する公法上の訴訟について判断を下すための裁判機関を設置する。
- 3 法律は、連邦のその他の裁判機関を定めることができる。

**第191b条 州の裁判機関**

- 1 州は、民事法及び公法上の訴訟並びに刑事事件について判断を下すための裁判機関を設置する。
- 2 州は、州間の共同の裁判機関を設置することができる。

**第191c条 裁判官の独立**

裁判機関は、その裁判活動において独立であり、法のみに従う。

**第6編 連邦憲法の改正及び経過規定**

**第1章 改正**

**第192条 原則**

- 1 連邦憲法は、いつでも全部又は一部を改正することができる。
- 2 連邦憲法及び連邦憲法に基づく立法が別に定めていない限り、改正は、立法手続に基づき行われる。

#### 第193条 全面改正

- 1 連邦憲法の全面改正は、国民若しくは両議院のいずれかが提案し、又は連邦議会が議決することができる。
- 2 国民から発案が行われた場合又は両議院が一致しない場合には、国民が全面改正を実施すべきか否かを決定する。
- 3 国民が全面改正に賛成した場合には、両議院は、新たに選挙される。
- 4 国際法の強行規範に反してはならない。

#### 第194条 部分改正

- 1 連邦憲法の部分改正は、国民が要求し、又は連邦議会が議決することができる。
- 2 部分改正は、内容の統一性の原則を保持しなければならない、また、国際法の強行規範に反してはならない。
- 3 部分改正に関する国民発案は、さらに形式の統一性の原則を保持しなければならない。

#### 第195条 施行

全部又は一部が改正された連邦憲法は、国民及び州によって承認された場合に、施行される。

## 第2章 経過規定

### 第196条 1998年12月18日の連邦決議による新たな連邦憲法に関する経過規定

#### 1. 第84条（アルプス通過交通）についての経過規定

貨物輸送の道路から鉄道への移行は、通過交通に対するアルプス地域の保護のための国民発案の承認から10年以内に終了していなければならない。

#### 2. 第85条（重量車両通行料）についての経過規定

- 1 連邦は、一般の通行に開かれている道路の利用につき、それぞれ総重量3.5トン超の国内及び国外の自動車及びトレーラーに対し、年ごとに負担金を課する。
- 2 この負担金は、次の各号に掲げる額とする。
  - a. 貨物自動車及びセミトレーラーについて
    - 3.5トン超12トン以下のもの 650フラン
    - 12トン超18トン以下のもの 2,000フラン
    - 18トン超26トン以下のもの 3,000フラン
    - 26トン超のもの 4,000フラン
  - b. トレーラーについて
    - 3.5トン超8トン以下のもの 650フラン
    - 8トン超10トン以下のもの 1,500フラン

—10トン超のもの 2,000フラン

c. バスについて 650フラン

- 3 道路交通の費用が正当化する限りにおいて、負担金の額は、連邦法律の形式により調整することができる。
- 4 さらに、連邦参事会は、1958年12月19日の道路交通法における重量の類型が変更された場合には、第2項に規定する12トン超の負担金の類型を、命令によりこれに適合させることができる。
- 5 連邦参事会は、1年を通じてはスイスを通行することのない車両について、相応に段階付けをした負担金の額を定め、徴収に係る費用を考慮に入れる。
- 6 連邦参事会は、執行を規律する。連邦参事会は、特別な車両の類型について第2項に規定する額を定め、一定の車両について負担金の対象外とし、及び特に国境地域における交通に関し特別の規制を設けることができる。これにより、外国で登録されている車両がスイスのものよりも優遇されてはならない。連邦参事会は、違反に対して金銭罰を定めることができる。州は、国内で登録されている車両について、負担金を徴収する。
- 7 立法手続により、この負担金の全部又は一部を廃止することができる。
- 8 この規定は、1997年12月19日の重量車両通行料法の施行の日まで適用する。

### 3. 第87条（鉄道及びその他の交通手段）についての経過規定

- 1 鉄道総合計画は、新アルプス横断鉄道、鉄道2000、東西スイスの欧州高速鉄道網への接続並びに積極的及び消極的な措置による鉄道沿線の騒音対策の改善を含む。
- 2 連邦参事会は、鉄道総合計画の資金調達のために、次の各号に掲げることを行うことができる。
  - a. 第196条2.に規定する重量車両通行料の固定金額の全収入を、第85条に規定する性能又は燃料消費に比例した重量車両通行料の実施の時まで利用し、そのために負担金の額を最大100パーセント引き上げること。
  - b. 第85条に規定する性能又は燃料消費に比例した重量車両通行料の収入のうち、最大でその3分の2を利用すること。
  - c. 新アルプス横断鉄道の幹線の総費用の25パーセントを賄うために、第86条第3項b号に規定する鉱油税の資金を利用すること。
  - d. 新アルプス横断鉄道、鉄道2000及び東西スイスの欧州高速鉄道網への接続の総費用の最大でも25パーセントを限度として、資本市場から資金を調達すること。
  - e. 第130条第1項から第3項までに規定する付加価値税の税率を0.1パーセント分引き上げること。
  - f. 私人又は国際組織を通じた補完的な資金調達の可能性を利用すること。

<sup>7</sup> 原文ではここに括弧書きで略称が掲げられ、c号及びd号並びに第4項において、その略称が使用されているが、公用語の3言語で略称が異なっており、全てを併記するとかえって繁雑となるため、ここでは略称を省略し、各規定においては、略称の代わりに正式名称を使用することとした。

- 3 第1項に規定する鉄道総合計画の資金調達は、法的に連邦に属し独自の会計を有する基金により行われる。第2項に掲げる負担金及び税からの資金は、連邦の財政会計に計上され、同一年に当該基金に支払われる。連邦は、当該基金に対し、前払金を付与することができる。連邦議会は、命令の形式で基金の規則を制定する。
- 4 第1項に規定する4つの鉄道総合計画は、連邦法律の形式で決定される。各総合計画の全体について、必要性及び実施可能性が証明されなければならない。新アルプス横断鉄道計画については、個々の建設段階が連邦法律の構成単位となる。連邦議会は、債務負担の授権により、必要な資金を割り当てる。連邦参事会は、建設工程に同意し、工程表を定める。
- 5 この規定は、第1項に規定する鉄道総合計画の建設工事及び資金調達（前払金の弁済）の完了時まで適用する。
4. **第90条（核エネルギー）についての経過規定**

2000年9月23日まで、核エネルギーの生産のための新しい施設についての一般的な許可又は建設、操業開始若しくは操業の許可は行われぬ。
5. **第95条（私的経済の営利活動）についての経過規定**

連邦の立法の制定まで、州は、教育課程修了証を相互に認定することを義務付けられる。
6. **第102条（国による供給）についての経過規定**
  - 1 連邦は、国による供給をパン用の穀物及び穀粉により確保する。
  - 2 この経過規定は、最長で2003年12月31日まで効力を有する。
7. **第103条（構造政策）についての経過規定**

州は、この憲法の施行から最長で10年間、宿泊業及び飲食業の一定の部門の重要な部分の存立を確保するために、需要の証明を開業の条件としている現行の規制を維持することができる。
8. **第106条（賭博）についての経過規定**

…<sup>8</sup>
9. **第110条第3項（国民の祝日）についての経過規定**
  - 1 新たな連邦の立法の施行までの間、連邦参事会は、詳細を定める。
  - 2 国民の祝日は、1964年3月13日の労働法第18条第2項に規定する休日数には算入されない。
10. （削除）
11. **第113条（職業保険）についての経過規定**

開始世代に属し、そのため完全な保険料納付期間を満たすことができない被保険者は、その所得の金額に応じて、法律の施行から10年から20年までの間に、法律で定められた最低限の保護を受けるものとする。
12. **第126条（財政運営）についての経過規定**

---

<sup>8</sup> 第106条は、2012年3月に成立した憲法改正により、規定が全面的に新しくなり、旧規定を対象としている8.の経過規定は、もはや意味を持たなくなったため、この翻訳の典拠としたテキストでは、条文の内容の部分が空欄になっている。

…<sup>9</sup>

**13. 第128条（課税の期限）についての経過規定**

連邦の直接税を課する権限は、2020年末限りとする。

**14. 第130条（付加価値税）についての経過規定**

- 1 付加価値税を課する権限は、2020年末限りとする。
- 2 障害保険への資金供与の保障のため、連邦参事会は、2011年1月1日から2017年12月31日まで、次の各号に掲げるところにより、付加価値税率を引き上げる。
  - a. 付加価値税に関する1999年9月2日の連邦法律（付加価値税法）第36条第3項に規定する通常税率を0.4パーセント分
  - b. 付加価値税法第36条第1項に規定する軽減税率を0.1パーセント分
  - c. 付加価値税法第36条第2項に規定する宿泊業に対する特別税率を0.2パーセント分
- 3 第2項の規定による引上げからの収入は、全て障害保険の調整基金に割り当てられる。

**15. 第131条（ビール税）についての経過規定**

ビール税は、新たな連邦法律の制定まで、従前の法に従って課される。

**16. （削除）**

**第197条 1999年4月18日の連邦憲法の承認後の経過規定**

**1. 国連へのスイスの加盟**

- 1 スイスは、国際連合（国連）に加盟する。
- 2 連邦参事会は、スイスの国連への加盟の申請及び国連憲章上の義務の履行の宣言を国連事務総長に対して行う権限を付与される。

**2. 第62条（学校制度）についての経過規定**

連邦と州の間の財政調整及び任務の分担の新しい編成に関する2003年10月3日の連邦決議の施行から、州により承認された特別学校教育の固有の計画を州が実施するまでの間、ただし、少なくとも3年間、州は、障害保険からの特別学校教育（障害保険に関する1959年6月19日の連邦法律第19条に規定する養護教育的な早期教育を含む。）への従前の給付を引き受ける。

**3. 第83条（国道）についての経過規定**

州は、連邦の法令に従い、連邦の指揮監督の下、国道網に関する1960年6月21日の連邦決議（連邦と州の間の財政調整及び任務の分担の新しい編成に関する2003年10月3日の連邦決議の施行時のもの）において列挙されている国道を完成させる。連邦及び州は、費用を共同して負担する。各州の費用分担は、国道による負担、国道からの利益及び州の財政能力に応じて決定される。

**4. 第112b条（障害者の統合の促進）についての経過規定**

<sup>9</sup> 第126条は、2001年12月に成立した憲法改正により、規定が全面的に新しくなり、旧規定を対象としている12.の経過規定は、もはや意味を持たなくなったため、この翻訳の典拠としたテキストでは、条文の内容の部分が空欄になっている。

連邦と州の間の財政調整及び任務の分担の新しい編成に関する 2003 年 10 月 3 日の連邦決議の施行から、州外の住民も受け入れる施設の建設及び運営に州が支出を行うことも含む承認された障害者のための固有の計画を州が実施するまでの間、ただし、少なくとも 3 年間、州は、障害保険からの障害者用の施設、作業所及び住居への従前の給付を引き受ける。

**5. 第112c条（高齢者及び障害者の援助）についての経過規定**

州が在宅での介助及び介護のための規律を行うまで、州は、高齢・遺族保険に関する 1946 年 12 月 20 日の連邦法律第 101 条の 2 に規定する高齢者及び障害者のための在宅での介助及び介護への従前の給付を継続する。

**7<sup>10</sup>. 第120条（人以外の領域における遺伝子技術）についての経過規定**

この憲法規定の承認後 5 年間は、スイスの農業は、遺伝子が操作された有機体を使用しない。特に、次の各号に掲げるものは、持ち込み、又は流通させてはならない。

- a. 遺伝子が操作された植物、植物の一部及び種物で、繁殖可能であり、かつ、自然環境において農業、園芸又は林業のために使用することとされているもの
- b. 遺伝子が操作された動物で、食料及び他の農産物の生産用とされているもの

**8. 第121条（外国人の滞在及び定住）についての経過規定**

第 121 条第 3 項から第 6 項までの規定が国民及び州により承認されてから 5 年以内に、立法者は、同条第 3 項に規定する構成事実を定め、及び補完し、並びに同条第 6 項に規定する不法入国に関する処罰規定を制定しなければならない。

**9. 第75b条（別荘）についての経過規定**

- 1 第 75b 条の承認後 2 年以内に対応する立法が施行されなかった場合には、連邦参事会は、建設、販売及び不動産登記簿への登録について、必要な実施規定を命令で制定する。
- 2 第 75b 条が承認された年の翌年の 1 月 1 日から実施規定の施行までの間に付与された別荘の建設許可は、無効である。

**1998年12月18日の連邦決議の最終規定**

**II**

- 1 1874年5月29日のスイス連邦憲法は、廃止される。
- 2 法律の規範に移行されるべき次の各号に掲げる連邦憲法の規定は、対応する法律の規定の施行まで引き続き適用される。
  - a. 第32条の4第6項  
アルコール飲料の訪問販売及びその他の形態による移動販売は、禁止される。
  - b. 第36条の5第1項第1文、第2項第2文から最終文まで及び第4項第2文
    - 1 連邦は、第 1 級及び第 2 級の国道の使用につき、それぞれ総重量 3.5 トンまで

---

<sup>10</sup> 6. は、元々存在しない。

の国内又は国外で登録されている自動車及びトレーラーに対し、年ごとに 40 フランの負担金を課する。...

2 ... 連邦参事会は、特に国境地域における交通に関し、一定の車両について負担金の対象外とし、及び特別の規制を設けることができる。それにより、外国で登録されている車両がスイスのものよりも優遇されてはならない。連邦参事会は、違反に対して金銭罰を定めることができる。州は、国内で登録されている車両について負担金を徴収し、全ての車両について規定の遵守を監視する。

4 ... 法律は、重量車両通行料の対象とならない他の車両の類型にまで負担金を拡大することができる。

c. 第121条の2第1項、第2項並びに第3項第1文及び第2文

1 連邦議会が対案を議決した場合には、投票権者に対しては、同一の投票用紙において3つの質問が提示される。各投票権者は、次の各号に掲げる事項について制約を受けることなく表明することができる。

1. 現行法よりも国民発案を優先するか否か
2. 現行法よりも対案を優先するか否か
3. 国民及び州が現行法よりも双方の案を優先した場合には、いずれの案が施行されるべきか

2 各質問について、別々に絶対多数が集計される。無回答は、考慮に入れられない。

3 国民発案も対案も承認された場合には、第3の質問の結果が決定を下す。この質問において国民票の過半数及び州票の過半数を得た案が施行される。...

### III

1874年5月29日の連邦憲法に関連付けられた改正は、連邦議会により形式的に新憲法に適合させられる<sup>11</sup>。対応する決議は、国民投票に付されない。

### IV

- 1 この決議は、国民及び州の票決に付される。
- 2 連邦議会は、施行について定める。

<sup>11</sup> 現行憲法の採択に関する国民投票の約2か月前に、旧憲法である1874年憲法の改正が国民投票により2件成立した。これらの改正規定は、旧憲法の条番号に従い、第95条第1項及び第1項の2、第24条の10として成立したが、現行憲法に移行するに当たり、それぞれ、第175条第3項及び第4項、第119a条に組み入れられた。この規定はそのことを指している。





「基本情報シリーズ」

既刊

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法 | 2012年 1月 |
| ⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法 | 2012年 3月 |
| ⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法 | 2012年 3月 |
| ⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法    | 2012年 3月 |
| ⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法   | 2013年 2月 |

調査資料 2012-3-b

基本情報シリーズ⑫

各国憲法集 (6) スイス憲法

平成 25 年 3 月 29 日発行

ISBN 978-4-87582-742-9

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会関連情報>調査資料>2013年刊行分

# Constitutions of the World (6)

## Switzerland

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2012-3-b

ISBN 978-4-87582-742-9

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。